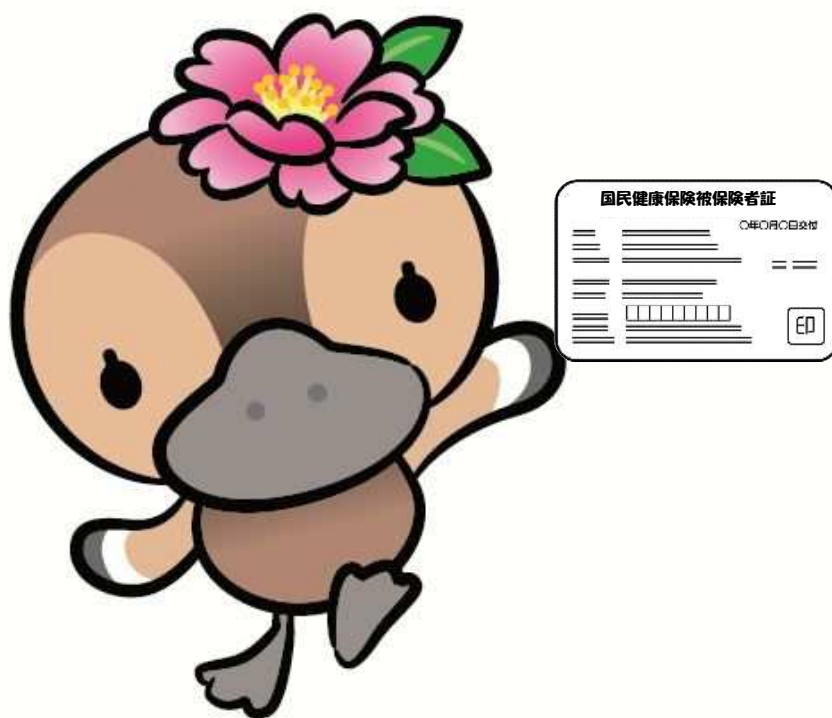


# 江 東 の 国 保

令和5年版

(令和4年度実績)



江東区観光キャラクター コトミちゃん

令和5年10月





## はじめに

江東区の国民健康保険は昭和34年12月の発足以来、国民皆保険制度の基盤として、医療保険制度の中核を担い、地域医療の確保と区民全体の健康保持・増進に大きく貢献し、重要な役割を果たしてまいりました。

しかしながら、国民健康保険の財政は、急速な少子高齢化の進展や雇用形態の多様化など、社会経済環境が大きく変わるとともに、医療技術・医薬品の高度化や疾病構造の変化などによる医療費が増加しており、依然として厳しい状況にあります。

このような中、安定した財源を確保しつつ、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、国民健康保険の財政運営の責任主体を市区町村から都道府県に移行するなどの医療保険制度改革が、平成30年度から実施されています。

当区としても、これまで以上に東京都と連携を図りながら、また、今後とも社会情勢や国の動向を注視しつつ、地域医療を支える医療保険者としての役割を果たし、区民が安心して医療サービスを受けられるよう、国民健康保険事業の適切な運営と一層の財政の安定化に力を尽くしていく所存であります。

ここに、国民健康保険の事業をご理解いただく資料として、令和5年版「江東の国保」を発行いたしましたので、広く皆様のご高覧に供するとともに、今後とも一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年10月

江東区生活支援部医療保険課

# 目次

## I 事務機構

1 組織及び事務分掌	1
2 国民健康保険運営協議会	2

## II 被保険者

1 国民健康保険	3
2 年度別加入状況	3
3 被保険者資格得喪状況	4
4 外国人の年度別加入状況	5
5 江東区人口と国保被保険者との年齢構成の対比	5

## III 保険給付

1 給付の種類	6
2 給付状況	11
(1)療養諸費	11
(2)高額療養費	14
(3)高額介護合算療養費	15
(4)出産育児一時金、葬祭費、結核・精神医療給付金	15
(5)不当利得・不正利得・第三者行為	16
(6)一部負担金減免	18
(7)貸付基金	18
(8)新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険傷病手当金	18

## IV 保険料

1 算出方法	19
2 収納状況	19
3 減額・免除	23

## V 保健事業

1 特定健康診査・特定保健指導	25
2 医療費通知	26
3 ジェネリック医薬品利用促進	26
4 訪問保健指導事業	26

## VI 財政

1 令和4年度国保会計決算状況	27
2 国保会計歳入歳出決算額年度別推移	29

## VII 趣旨普及

1 「みんなで守ろう わたしたちの国保」	30
2 「国保だより」	30
3 「こうとう区報」	30

## 参考資料

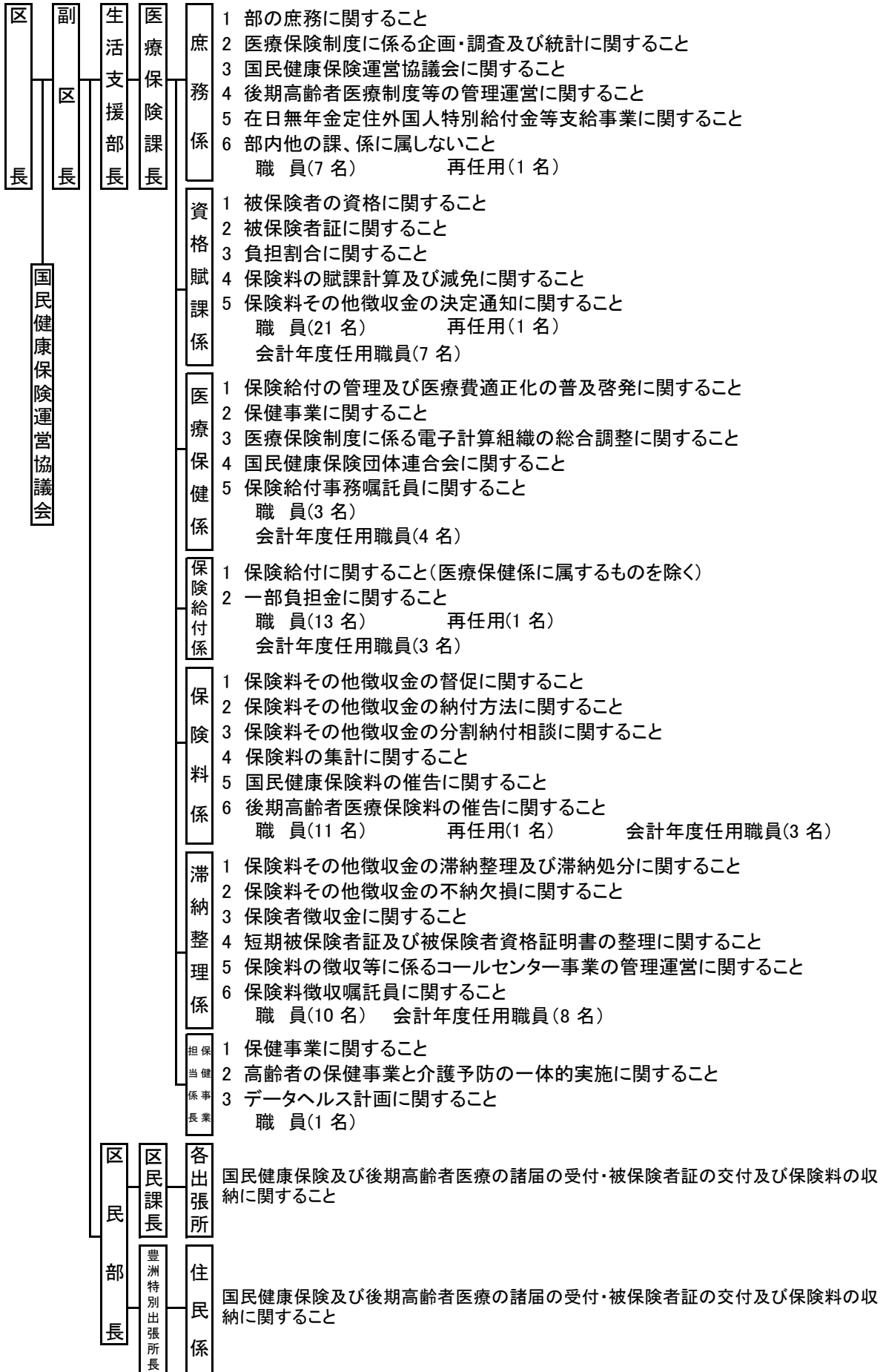
国民健康保険事業のあゆみ

令和4年度 国民健康保険事業状況報告書(事業年報)

# I 事務機構

令和5年4月1日現在

## 1 組織及び事務分掌



## 2 国民健康保険運営協議会

国民健康保険法第11条の規定に基づき、国民健康保険運営協議会が設置されており、国民健康保険事業の運営に関する重要な事項について審議する区長の諮問機関である。

### (1) 審議事項

- ① 国民健康保険事業に関する条例、規則等の制定及び改廃に関すること
- ② 療養の給付の充実及び改善に関すること
- ③ 保険料の賦課徴収方法に関すること
- ④ 前記のほか、区長が国民健康保険事業の運営上必要と認める事項

### (2) 委員の定数

- ① 被保険者を代表する委員 ..... 8人
- ② 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 ..... 8人
- ③ 公益を代表する委員 ..... 8人
- ④ 被用者保険等保険者を代表する委員 ..... 3人

### (3) 令和4年度中の開催状況

回	開催年月日	議 題
令和5年第1回	令和5年3月7日	① 会長の選任について ② 江東区国民健康保険条例の一部改正について

### (4) 委員の構成

(令和5年7月1日現在)

被 保 険 者 を 代 表 す る 委 員			
關 和 博	白 河 地 区	山 本 栄	東 陽・木 場 地 区
澤 井 均	富 岡 地 区	岸 栄 子	亀 戸 地 区
馬 締 直 美	豊 洲 地 区	田 中 多 喜 子	大 島 地 区
蒔 田 信 之	小 松 橋 地 区	篠 山 辰 男	砂 町 地 区
保 険 医 又 は 保 険 薬 剤 師 を 代 表 す る 委 員			
浅 川 洋	江 東 区 医 師 会 会 長	橋 本 孝 雄	江 東 区 歯 科 医 師 会 会 長
城 田 和 彦	江 東 区 医 師 会 副 会 長	渡 邊 広 昭	江 東 区 歯 科 医 師 会 副 会 長
南 塚 俊 雄	江 東 区 医 師 会 理 事	松 田 祐 一	江 東 区 薬 剤 師 会 副 会 長
渡 部 英 一	江 東 区 医 師 会 理 事	黒 崎 昭 夫	江 東 区 薬 剤 師 会 専 務 理 事
公 益 を 代 表 す る 委 員			
山 本 香 代 子	区 議 会 議 長	菅 谷 俊 一	区 議 会 議 員
やしきだ 綾 香	区 議 会 議 員	さん の へ あ や	区 議 会 議 員
加 藤 陽 子	区 議 会 議 員	伊 藤 敏 子	学 識 経 験 者
さがやま ともえ	区 議 会 議 員	亀 崎 良 一	学 識 経 験 者
被 用 者 保 険 等 保 険 者 を 代 表 す る 委 員			
伊 藤 修	BIPROGY 健 康 保 険 組 合 常 務 理 事	池 田 俊 士	ダ イ エ ー 健 康 保 険 組 合 常 務 理 事

## II 被保険者

### 1 国民健康保険

江東区内に住所を有する人は、職場の健康保険(組合健保、協会健保、共済組合、国保組合等)に加入している人、その他「適用除外」に該当する人を除いて、すべて江東区の国民健康保険に加入しなければならない。

#### 【適用除外】

- ①国民健康保険法第6条に定められている事項
- ②児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により、児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法(明治29年法律第89号)の規定による扶養義務者のいないもの(児童福祉法第24条の3第6項に規定する入所給付決定保護者のある者を除く。)は、被保険者とししない。(区条例第4条)

#### 【退職被保険者等】

退職者医療制度対象者(厚生年金保険や退職共済年金の年金を受給している60～64歳の国保加入者とその被扶養者)。なお、退職者医療制度は平成20年3月末で廃止されたが、経過措置として、令和2年3月末まで存続。現在は経過措置も終了。

#### 【前期高齢者】

65歳以上75歳未満の被保険者。70歳以上の被保険者には負担割合が記載された高齢受給者証が交付される。負担割合は65歳から69歳までの被保険者は3割、70歳から74歳までの被保険者は所得等により決定し、2割・3割のいずれかとなる。

### 2 年度別加入状況

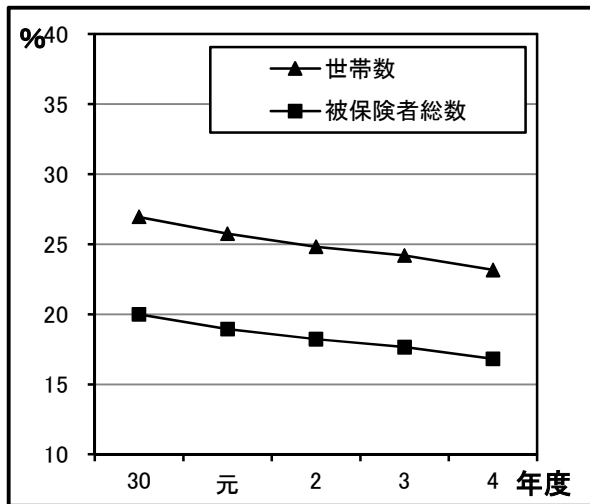
区分 年度	数値基準	江 東 区 人 口		国 民 健 康 保 険				国 保 加 入 率	
		世 帯 数 (世帯)	人 口 (人)	世 帯 数 (世帯)	被 保 険 者 総 数 (人)	一 般 被 保 険 者 数 (人)	退 職 被 保 険 者 数 (人)	世 帯 数 (%)	被 保 険 者 総 数 (%)
30	年度末	268,490	519,259	69,942	100,073	99,886	187	26.05	19.27
	平均	266,230	517,036	71,729	103,433	102,944	489	26.94	20.00
元	年度末	273,339	525,062	68,329	96,372	96,372	0	25.00	18.35
	平均	269,947	520,910	69,502	98,724	98,624	100	25.75	18.95
2	年度末	276,174	526,621	67,569	94,299	94,299	0	24.47	17.91
	平均	275,014	526,724	68,248	95,904	95,904	0	24.82	18.21
3	年度末	278,287	527,085	65,390	90,170	90,170	0	23.50	17.11
	平均	276,614	526,350	66,888	92,928	92,928	0	24.18	17.66
4	年度末	286,316	535,305	64,480	87,309	87,309	0	22.52	16.31
	平均	282,474	531,875	65,432	89,403	89,403	0	23.16	16.81

※江東区人口は、住民基本台帳による

※国民健康保険の年度末/平均数値は国民健康保険事業状況報告書(事業年報)による

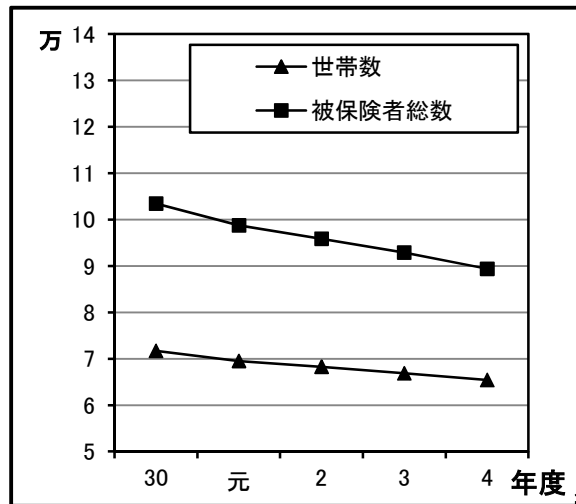


【住民登録に対する国保加入割合の年度別推移】



※数値は年度平均

【被保険者数・世帯数の年度別推移】



※数値は年度平均

3 被保険者資格得喪状況

【令和4年度資格取得状況】

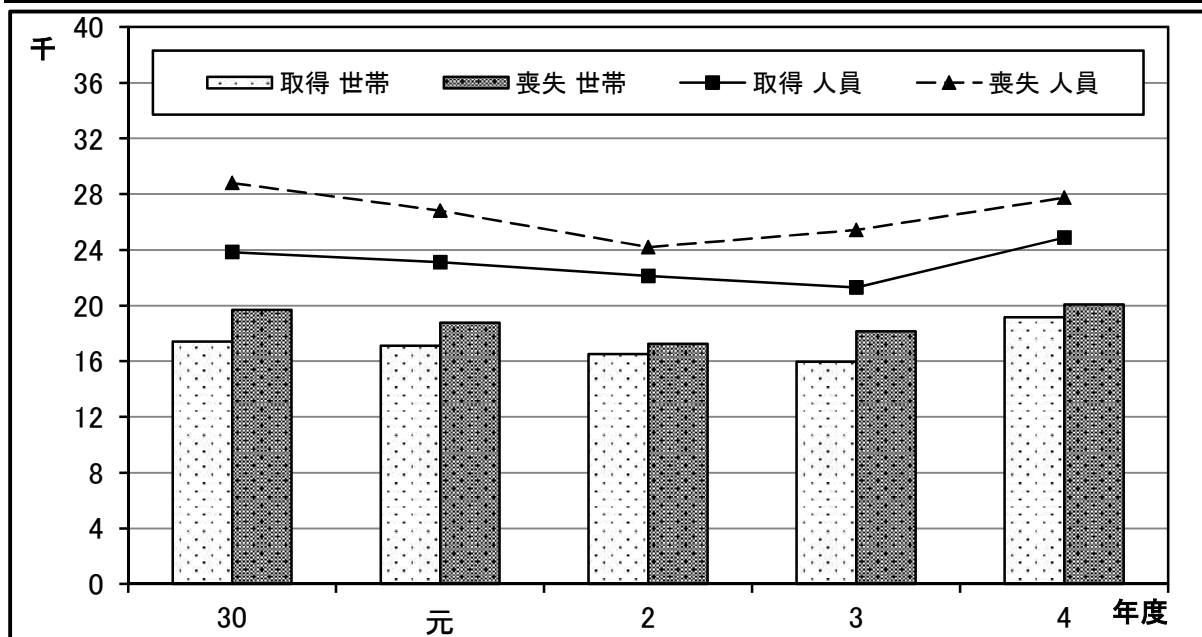
事由	世帯	人員
転入	7,717	9,344
社保・国保組合から	11,181	14,738
生活保護廃止	157	223
出生	0	256
後期高齢者離脱	1	1
その他	110	309
合計	19,166	24,871
一か月平均	1,597	2,073

【令和4年度資格喪失状況】

事由	世帯	人員
転出	5,256	6,013
社保・国保組合へ	9,715	13,857
生活保護適用	295	359
死亡	535	615
後期高齢者加入	3,521	5,756
その他	754	1,132
合計	20,076	27,732
一か月平均	1,673	2,311

【資格得喪の年度別推移】

年度		30	元	2	3	4
取得	世帯	17,418	17,107	16,502	15,954	19,166
	人員	23,832	23,117	22,124	21,296	24,871
喪失	世帯	19,688	18,755	17,262	18,133	20,076
	人員	28,796	26,818	24,197	25,425	27,732

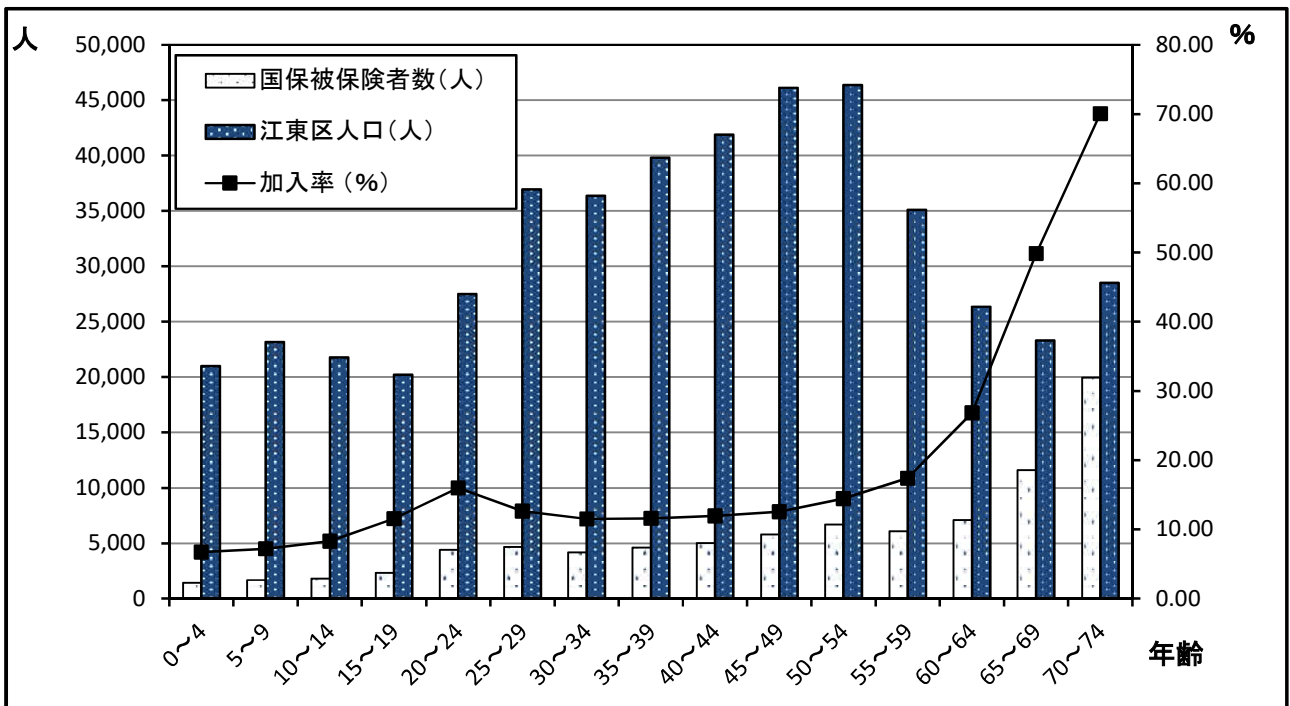


#### 4 外国人の年度別加入状況

年 度	30	元	2	3	4
外国人登録者数(人)	29,608	31,366	30,132	29,488	34,475
外国人被保険者数(人)	11,160	11,143	10,125	9,085	10,767
外登数に対する加入率(%)	37.69	35.53	33.60	30.81	31.23
全被保険者に対する加入率(%)	11.15	11.56	10.74	10.08	12.33

#### 5 江東区人口と国保被保険者との年齢構成の対比(令和5年3月31日現在)

年齢(歳)	男 性			女 性			男 女 合 計		
	国保被保険者数(人)	江東区人口(人)	加入率(%)	国保被保険者数(人)	江東区人口(人)	加入率(%)	国保被保険者数(人)	江東区人口(人)	加入率(%)
0 ~ 4	711	10,662	6.67	696	10,352	6.72	1,407	21,014	6.70
5 ~ 9	862	11,847	7.28	801	11,327	7.07	1,663	23,174	7.18
10 ~ 14	932	11,104	8.39	876	10,670	8.21	1,808	21,774	8.30
15 ~ 19	1,192	10,396	11.47	1,143	9,799	11.66	2,335	20,195	11.56
20 ~ 24	2,297	13,895	16.53	2,096	13,625	15.38	4,393	27,520	15.96
25 ~ 29	2,422	18,466	13.12	2,247	18,492	12.15	4,669	36,958	12.63
30 ~ 34	2,088	18,226	11.46	2,090	18,166	11.51	4,178	36,392	11.48
35 ~ 39	2,346	19,902	11.79	2,262	19,898	11.37	4,608	39,800	11.58
40 ~ 44	2,641	21,148	12.49	2,369	20,742	11.42	5,010	41,890	11.96
45 ~ 49	3,033	23,222	13.06	2,751	22,915	12.01	5,784	46,137	12.54
50 ~ 54	3,418	23,524	14.53	3,277	22,852	14.34	6,695	46,376	14.44
55 ~ 59	3,072	18,243	16.84	3,024	16,838	17.96	6,096	35,081	17.38
60 ~ 64	3,199	13,361	23.94	3,877	12,998	29.83	7,076	26,359	26.84
65 ~ 69	4,923	11,191	43.99	6,694	12,111	55.27	11,617	23,302	49.85
70 ~ 74	8,729	13,570	64.33	11,241	14,936	75.26	19,970	28,506	70.06
75 以上	0	24,188	0.00	0	36,639	0.00	0	60,827	0.00
合 計	41,865	262,945	15.92	45,444	272,360	16.69	87,309	535,305	16.31



※75歳以上(65歳から74歳までの障がい者の方は任意)は後期高齢者医療制度に加入する

### Ⅲ 保険給付

#### 1 給付の種類

##### 【療養の給付】

被保険者が病気やけがをしたとき、保険医療機関に被保険者証を提示し、一部負担金を支払うことで、次の給付が受けられる。

- ① 診察
- ② 薬剤又は治療材料の支給
- ③ 処置、手術その他の治療
- ④ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- ⑤ 病院または診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

##### 【給付の割合】

- 一般被保険者 ..... 7 割  
 同 (義務教育就学前) ..... 8 割  
 同 (70 歳以上) ..... 8 割  
 同 (70 歳以上一定以上所得者) ..... 7 割

##### 【入院時食事療養費】

入院時の食事の費用について、食事療養標準負担額を除く金額を支給する。

##### ●被保険者の負担額

区 分			標準負担額	
70 歳未満	住民税課税世帯		指定難病患者等以外の人	460 円/食
			指定難病患者等	260 円/食
	住民税非課税世帯		過去 12 か月の入院日数が 90 日以下	210 円/食
			過去 12 か月の入院日数が 90 日超	160 円/食
70 歳以上	一般及び現役並み所得者		指定難病患者等以外の人	460 円/食
			指定難病患者等	260 円/食
	住民税非課税世帯	低所得Ⅱ	過去 12 か月の入院日数が 90 日以下	210 円/食
			過去 12 か月の入院日数が 90 日超	160 円/食
		低所得Ⅰ		100 円/食

※住民税非課税世帯の方は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることで標準負担額が減額される

#### 【入院時生活療養費】

療養病床に入院する65歳以上の方の生活療養(食事療養並びに温度、照明及び給水)に要した費用について、生活療養標準負担額を除く金額を支給する。

#### 【保険外併用療養費】

高度の医療技術を用いた療養について、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことを必要とする場合(評価療養)又は特別の病室の提供等(選定療養)を受けたときは、その療養に要した費用から一部負担金等を除いた額について、保険外併用療養費を支給する。

#### 【訪問看護療養費】

居宅において継続して療養を受ける状態にある者が、指定訪問看護事業者の指定訪問看護を受けた場合に、一部負担金等を除いた額を支給する。

#### 【療養費】

緊急その他やむを得ない理由により、被保険者証を提示せずに治療を受けた場合や医師が治療上必要と認めた補装具を購入した場合等は、一部負担金を除いた額を支給する。

#### 【海外療養費】

緊急その他やむを得ない理由等により、海外で治療を受け医療費を支払ったときは、日本国内で保険診療として認められている治療や薬剤の国内相当額と実費額を比較し、金額が低いものから一部負担金相当額を除いた額を支給する。

#### 【移送費】

医師が必要と認めた重病人の緊急移送等のための交通費等を支給する。

#### 【特別療養費】

被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者が、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において療養を受けた場合は、その費用の内保険者負担分を申請により支給する。

#### 【出産育児一時金】

被保険者が出産した場合に支給する。

1件 500,000円(令和5年3月以前の出産は42万円)

#### 【葬祭費の支給】

被保険者が死亡したときに葬祭を執り行った方に支給する。

1件 70,000円

【高額療養費】

被保険者が負担する1か月の一部負担金が自己負担限度額を超えたとき、その超えた額を支給する。

●70歳未満の方の自己負担限度額(1か月)

適用区分	所得区分	自己負担限度額(1か月間)
ア	年間所得額が 901万円を超える世帯	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% 【140,100円】*1
イ	年間所得額が600万円超 901万円以下の世帯	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 【93,000円】*1
ウ	年間所得額が210万円超 600万円以下の世帯	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 【44,400円】*1
エ	年間所得額が 210万円以下の世帯	57,600円 【44,400円】*1
オ	住民税非課税世帯	35,400円 【24,600円】*1

※年間所得額・・・国保被保険者(擬制世帯主を除く)の前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・分離譲渡所得金額等の合計金額から基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円)を控除した額(雑損失の繰越控除額は控除しない。また、分離譲渡所得は特別控除後の額を用いる。)の世帯全員の合計額

※住民税非課税世帯・・・世帯主擬制世帯主を含むと国保被保険者全員が住民税非課税の世帯  
\*1・・・過去12か月の間に4回以上高額療養費の支給を受けるときの4回目以降の負担限度額

●70歳以上の方の自己負担限度額(1か月)

所得区分			外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯単位)
3割負担	現役並み所得者	住民税課税標準額 690万円以上	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1% 【140,100円】*1	
		住民税課税標準額 380万円以上 ～690万円未満	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1% 【93,000円】*1	
		住民税課税標準額 145万円以上 ～380万円未満	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% 【44,400円】*1	
2割負担	一般		18,000円 【144,000円】*2	57,600円 【44,400円】*1
	住民税 非課税世帯	低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
		低所得Ⅰ		15,000円

※低所得Ⅱ……世帯主と国保被保険者全員の住民税が非課税の方

※低所得Ⅰ……世帯主と国保被保険者全員の住民税が非課税かつ年金収入80万円以下で、その他の所得がない方

\*1……過去12か月の間に4回以上高額療養費の支給を受けるときの4回目以降の負担限度額

\*2……年間上限額

【高額介護合算療養費】

医療費と介護費の両方に自己負担のある世帯に、1年間(毎年8月～翌年7月末まで)でかかった医療費と介護費の自己負担額を合算し、限度額を超えた場合にその超えた額を支給する。

<70歳未満の方がいる世帯の自己負担限度額>

所得区分	国保+介護保険
年間所得額901万円超	212万円
年間所得額600万円超901万円以下	141万円
年間所得額210万円超600万円以下	67万円
年間所得額210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

<70歳～74歳の方のみの世帯の自己負担限度額>

所得区分		国保+介護保険
現役並み所得者	住民税課税標準額 690万円以上	212万円
	住民税課税標準額 380万円以上 ～690万円未満	141万円
	住民税課税標準額 145万円以上 ～380万円未満	67万円
一般		56万円
住民税非課税世帯	低所得Ⅱ	31万円
	低所得Ⅰ	19万円

【新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給】

新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり感染症が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間(一定の要件を満たした場合に限る)、傷病手当金を支給する。(適用期間は令和5年5月7日まで)

## 2 給付状況

### (1)療養諸費

【令和4年度療養諸費内訳】

区 分		一 般 被 保 険 者		退 職 被 保 険 者 等		合 計	
		件数(件)	費用額(円)	件数(件)	費用額(円)	件数(件)	費用額(円)
療 養 の 給 付	診療費	1,002,974	28,124,955,422	△7	△44,410	1,002,967	28,124,911,012
	調剤	578,560	6,603,386,100	△1	△380	578,559	6,603,385,720
	(食事療養・生活療養)	(16,204)	420,713,410	0	0	(16,204)	420,713,410
	訪問看護	6,624	518,161,940	0	0	6,624	518,161,940
	計	1,588,158	35,667,216,872	△8	△44,790	1,588,150	35,667,172,082
養 療 諸 費 等	診療費	2,145	48,337,239	0	0	2,145	48,337,239
	補装具	712	27,951,235	0	0	712	27,951,235
	柔道整復師	35,116	290,850,923	0	0	35,116	290,850,923
	アンマ・マッサージ	1,690	54,955,450	0	0	1,690	54,955,450
	ハリ・キュウ	2,177	35,931,406	0	0	2,177	35,931,406
	その他	0	0	0	0	0	0
	食事療養・生活療養	9		0		9	
	移送費	1	44,000	0	0	1	44,000
	計	41,850	458,070,253	0	0	41,850	458,070,253
合 計		1,630,008	36,125,287,125	△8	△44,790	1,630,000	36,125,242,335

数値：国民健康保険事業状況報告書(事業年報)

【令和4年度診療費内訳】

事業年報平均被保険者数 一般 89,403 人  
 (令和4年度) 退職 0 人  
 合計 89,403 人

区 分		件 数 (件)	日 数 (日)	費 用 額 (円)	1 件 当 たり 費 用 額 (円)	1 人 当 たり 費 用 額 (円)	受 診 率 (%)
入 院	一般	17,149	246,432	11,912,505,620	694,647	133,245	19.18
	退職	0	0	0			
	計	17,149	246,432	11,912,505,620	694,647	133,245	19.18
入 院 外	一般	791,019	1,236,980	13,656,849,458	17,265	152,756	884.78
	退職	0	0	0			
	計	791,019	1,236,980	13,656,849,458	17,265	152,756	884.78
歯 科	一般	194,806	331,060	2,555,600,344	13,119	28,585	217.90
	退職	△7	0	△44,410			
	計	194,799	331,060	2,555,555,934	13,119	28,585	217.89
合 計		1,002,967	1,814,472	28,124,911,012	28,042	314,586	1121.85

数値：国民健康保険事業状況報告書(事業年報)



【年度別療養諸費】

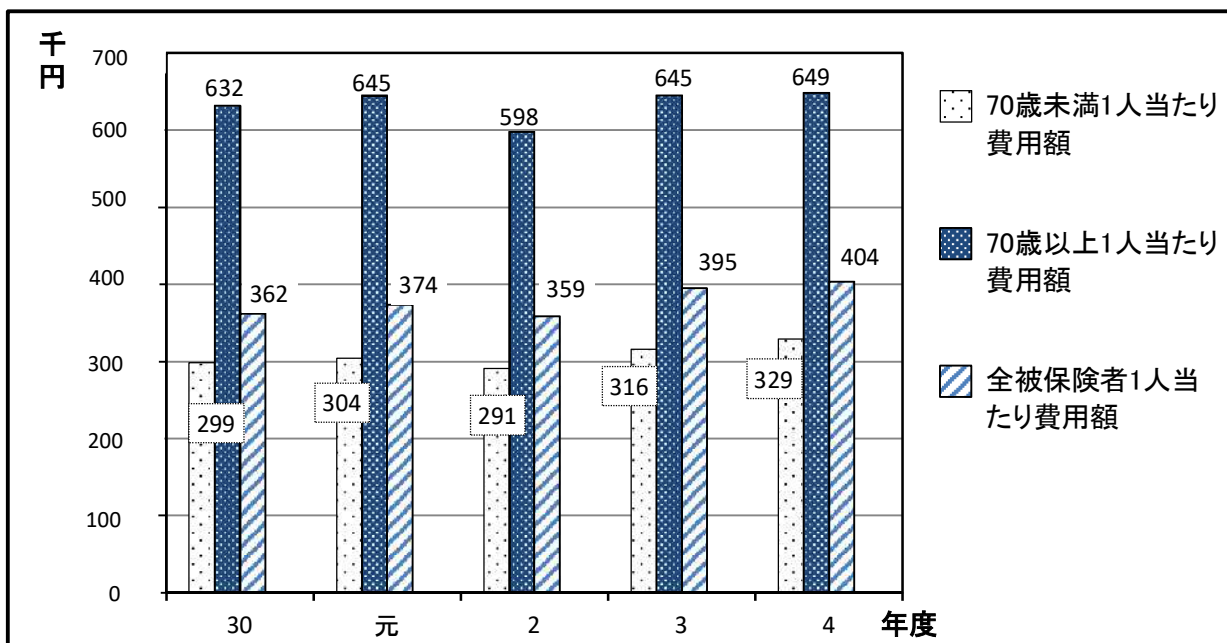
事業年報平均被保険者数  
(令和4年度)

一般 89,403 人  
退職 0 人  
合計 89,403 人

年度	区 分	件 数 (件)	費 用 額 (円)	1 件 当 たり 費 用 額 (円)	1 人 当 たり 費 用 額 (円)	受 診 率 (%)
30	一般被保険者	1,828,084	37,168,105,236	20,332	361,052	1,775.80
	70歳以上再掲	569,229	12,407,585,880	21,797	631,686	2,898.02
	退職被保険者等	12,133	261,786,365	21,576	535,350	2,481.19
	合 計	1,840,217	37,429,891,601	20,340	361,876	1,779.14
元	一般被保険者	1,760,315	36,810,047,154	20,911	373,236	1,784.87
	70歳以上再掲	575,233	13,028,022,292	22,648	644,984	2,847.83
	退職被保険者等	2,913	64,615,268	22,182	646,153	2,913.00
	合 計	1,763,228	36,874,662,422	20,913	373,513	1,786.02
2	一般被保険者	1,548,001	34,417,072,226	22,233	358,870	1,614.12
	70歳以上再掲	548,279	12,717,347,205	23,195	597,648	2,576.62
	退職被保険者等	25	129,290	5,172		
	合 計	1,548,026	34,417,201,516	22,233	358,871	1,614.14
3	一般被保険者	1,640,599	36,680,413,235	22,358	394,719	1,765.45
	70歳以上再掲	604,517	14,283,613,033	23,628	645,354	2,731.29
	退職被保険者等	0	△4,000			
	合 計	1,640,599	36,680,409,235	22,358	394,719	1,765.45
4	一般被保険者	1,630,008	36,125,287,125	22,163	404,072	1,823.21
	70歳以上再掲	586,222	13,634,753,077	23,259	648,872	2,789.81
	退職被保険者等	△8	△44,790			
	合 計	1,630,000	36,125,242,335	22,163	404,072	1,823.21

数値：国民健康保険事業状況報告書(事業年報)

【年齢別1人当たり費用額年度別推移】



※70歳未満には退職被保険者等を含む

【年度別療養給付費】

年度	区分	件数 (件)	費用額 (円)	保険者負担額 (円)	一部負担金 (円)	他法負担分 (円)
30	一般	1,768,102	36,530,705,592	26,645,006,091	8,734,642,323	1,151,057,178
	退職	11,637	255,813,027	178,345,653	70,018,490	7,448,884
	合計	1,779,739	36,786,518,619	26,823,351,744	8,804,660,813	1,158,506,062
元	一般	1,706,044	36,234,098,765	26,484,138,170	8,721,884,128	1,028,076,467
	退職	2,756	63,154,824	43,911,509	17,598,193	1,645,122
	合計	1,708,800	36,297,253,589	26,528,049,679	8,739,482,321	1,029,721,589
2	一般	1,504,174	33,941,440,365	24,846,463,146	8,071,081,533	1,023,895,686
	退職	18	73,030	50,911	40,269	△18,150
	合計	1,504,192	33,941,513,395	24,846,514,057	8,071,121,802	1,023,877,536
3	一般	1,595,564	36,193,439,692	26,560,794,606	8,474,074,690	1,158,570,396
	退職	0	△4,000	△2,800	△1,200	0
	合計	1,595,564	36,193,435,692	26,560,791,806	8,474,073,490	1,158,570,396
4	一般	1,588,158	35,667,216,872	26,154,618,024	8,296,779,997	1,215,818,851
	退職	△8	△44,790	△31,353	△13,437	0
	合計	1,588,150	35,667,172,082	26,154,586,671	8,296,766,560	1,215,818,851

数値：国民健康保険事業状況報告書(事業年報)

【年度別療養費】

年度	区分	件数 (件)	費用額 (円)	保険者負担額 (円)	一部負担金 (円)	他法負担分 (円)
30	一般	59,978	637,306,617	463,883,366	169,717,888	3,705,363
	退職	496	5,973,338	4,181,402	1,791,936	0
	合計	60,474	643,279,955	468,064,768	171,509,824	3,705,363
元	一般	54,265	575,948,389	419,680,406	156,083,619	184,364
	退職	157	1,460,444	1,022,291	438,153	0
	合計	54,422	577,408,833	420,702,697	156,521,772	184,364
2	一般	43,822	475,631,861	347,283,948	128,303,385	44,528
	退職	7	56,260	39,382	16,878	0
	合計	43,829	475,688,121	347,323,330	128,320,263	44,528
3	一般	45,027	486,973,543	356,612,657	130,360,886	0
	退職	0	0	0	0	0
	合計	45,027	486,973,543	356,612,657	130,360,886	0
4	一般	41,840	458,026,253	334,617,170	123,409,083	0
	退職	0	0	0	0	0
	合計	41,840	458,026,253	334,617,170	123,409,083	0

数値：国民健康保険事業状況報告書(事業年報)移送費は除く

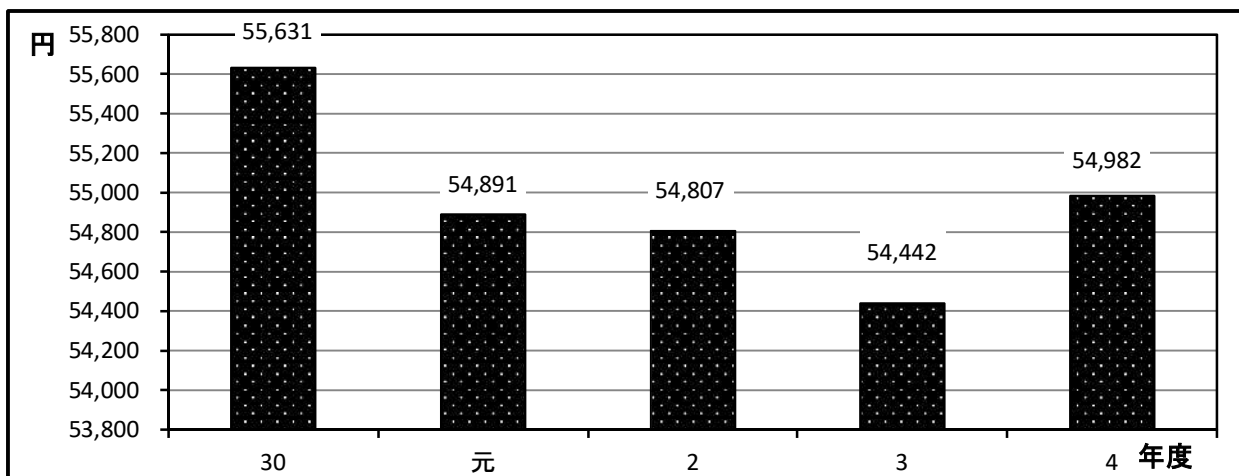
(2) 高額療養費

【年度別高額療養費】

年度	一般被保険者		退職被保険者等		合計	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
30	68,380	3,789,936,188	373	34,866,961	68,753	3,824,803,149
元	71,683	3,932,047,123	138	10,300,393	71,821	3,942,347,516
2	67,583	3,704,243,284	7	129,082	67,590	3,704,372,366
3	72,774	3,961,971,294	0	0	72,774	3,961,971,294
4	68,841	3,785,048,214	0	△210	68,841	3,785,048,004

数値：国民健康保険事業状況報告書(事業年報)

【高額療養費1件当たり支給額年度別推移】



【令和4年度高額療養費内訳】

区分		一般被保険者		退職被保険者等		合計	
		件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
合算分	多数該当分	5,878	130,131,364	0	0	5,878	130,131,364
	その他	27,943	243,111,574	0	0	27,943	243,111,574
単独分	多数該当分	4,372	440,166,664	0	0	4,372	440,166,664
	長期疾病分	6,949	578,535,166	0	0	6,949	578,535,166
	入院分	5,976	890,410,009	0	△210	5,976	890,409,799
	その他	8,782	311,536,007	0	0	8,782	311,536,007
他法併用分		8,941	1,191,157,430	0	0	8,941	1,191,157,430
合計		68,841	3,785,048,214	0	△210	68,841	3,785,048,004

数値：国民健康保険事業状況報告書(事業年報)

※外来年間合算支給額を含む

(3) 高額介護合算療養費

【年度別高額介護合算療養費】

年度	一般被保険者		退職被保険者等		合計	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
30	180	4,118,196	2	133,002	182	4,251,198
元	221	6,015,976	0	0	221	6,015,976
2	286	5,373,795	0	0	286	5,373,795
3	154	4,078,758	0	0	154	4,078,758
4	165	5,433,741	0	0	165	5,433,741

数値: 国民健康保険事業状況報告書(事業年報)

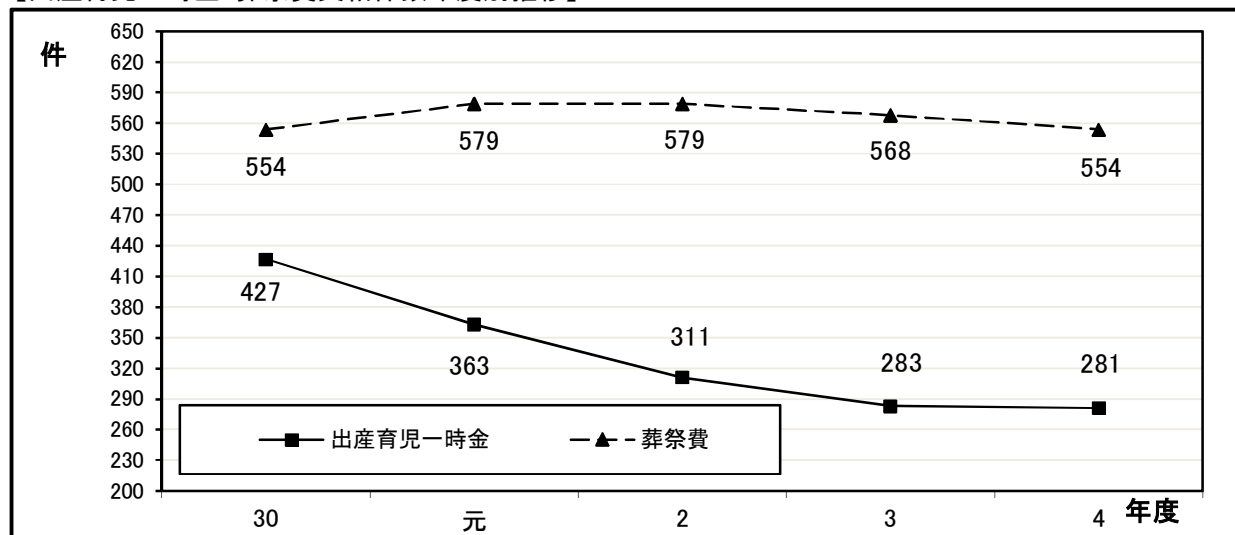
(4) 出産育児一時金、葬祭費、結核・精神医療給付金

【年度別出産育児一時金、葬祭費、結核・精神医療給付金】

年度	出産育児一時金(42万円)		葬祭費(7万円)		結核・精神医療給付金	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
30	427	179,340,000	554	38,780,000	33,738	37,720,915
元	363	152,460,000	579	40,530,000	34,159	38,520,229
2	311	130,620,000	579	40,530,000	34,853	39,194,978
3	283	118,860,000	568	39,760,000	37,623	42,194,810
4	281	118,020,000	554	38,797,500	38,861	43,520,325

数値: 国民健康保険事業状況報告書(事業年報)

【出産育児一時金・葬祭費支給件数年度別推移】



## (5)不当利得・不正利得・第三者行為

不当利得・・・ 社会保険加入・転出等で被保険者資格喪失後保険給付があった場合は、被保険者に保険者負担分を請求する。

不正利得・・・ 偽り・その他の不正行為により保険給付を受けた者に対し、保険者はその給付の価額の全部または一部を徴収する。

第三者行為・・・ 公害・交通事故等の第三者の行為により生じた負傷で保険給付を行った場合、保険者は被保険者に代わって損害賠償請求権を代位取得し、その給付の価額の限度において第三者に請求する。

## 【年度別不当利得返還金】

年度	区分	歳 入 ( 返 納 金 )				歳 出 戻 入 ( 戻 入 金 )			
		調 定		収 入		調 定		収 入	
		件 数 (件)	金 額 (円)	件 数 (件)	金 額 (円)	件 数 (件)	金 額 (円)	件 数 (件)	金 額 (円)
30	一般	3,265	34,252,478	1,576	14,284,681	180	2,582,551	127	1,394,785
	退職	7	24,584	4	10,227	0	0	0	0
	合計	3,272	34,277,062	1,580	14,294,908	180	2,582,551	127	1,394,785
元	一般	2,782	34,119,508	1,474	19,282,633	25	200,152	19	160,361
	退職	1	3,339	0	0	0	0	0	0
	合計	2,783	34,122,847	1,474	19,282,633	25	200,152	19	160,361
2	一般	2,027	27,563,494	678	5,669,318	116	4,282,549	71	471,374
	退職	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	2,027	27,563,494	678	5,669,318	116	4,282,549	71	471,374
3	一般	3,955	81,533,652	1,561	12,919,663	274	3,664,400	147	1,083,034
	退職	1	2,800	1	2,800	0	0	0	0
	合計	3,956	81,536,452	1,562	12,922,463	274	3,664,400	147	1,083,034
4	一般	2,154	39,794,114	1,726	24,190,005	176	1,399,506	122	1,115,502
	退職	6	8,176	6	8,176	0	0	0	0
	合計	2,160	39,802,290	1,732	24,198,181	176	1,399,506	122	1,115,502

数値：国民健康保険事業状況報告書(事業年報)

【年度別不正利得徴収金】

年度	区分	調 定 (円)	収 入 (円)
元	一般	4,130	4,130
	退職	0	0
	合計	4,130	4,130
2	一般	1,392	1,392
	退職	0	0
	合計	1,392	1,392
3	一般	0	0
	退職	0	0
	合計	0	0
4	一般	1,031,426	321,000
	退職	23,387	23,387
	合計	1,054,813	344,387

数値: 国民健康保険事業状況報告書(事業年報)

【年度別第三者行為賠償金】

年度	区分	公 害 分				そ の 他			
		調 定		収 入		調 定		収 入	
		件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)
30	一般	98	1,130,850	98	1,130,850	487	26,203,762	487	26,203,762
	退職	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	98	1,130,850	98	1,130,850	487	26,203,762	487	26,203,762
元	一般	118	1,242,088	118	1,242,088	526	64,451,671	526	57,533,988
	退職	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	118	1,242,088	118	1,242,088	526	64,451,671	526	57,533,988
2	一般	112	1,104,400	112	1,104,400	436	26,496,411	436	22,170,226
	退職	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	112	1,104,400	112	1,104,400	436	26,496,411	436	22,170,226
3	一般	74	957,357	74	957,357	239	36,938,236	235	32,642,414
	退職	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	74	957,357	74	957,357	239	36,938,236	235	32,642,414
4	一般	101	1,046,374	101	1,046,374	214	16,306,313	214	16,306,313
	退職	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	101	1,046,374	101	1,046,374	214	16,306,313	214	16,306,313

数値: 国民健康保険事業状況報告書(事業年報)

## (6)一部負担金減免

## 【年度別一部負担金の減額・免除受付状況】

病院で支払う一部負担金が、災害、貧困等により支払いができなくなった場合、一定の条件に該当すれば、減額・免除される。減額・免除の措置については、最高6か月を超えて適用できない。

年度	区分	一部負担金減免状況				東日本大震災被災者に係る減免等			
		一般被保険者		退職被保険者等		一般被保険者		退職被保険者等	
		件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)	件数 (件)	金額 (円)
30	減額	0	0	0	0	0	0	0	0
	免除	1	150,600	0	0	10	1,112,495	0	0
	猶予	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	1	150,600	0	0	10	1,112,495	0	0
元	減額	0	0	0	0	0	0	0	0
	免除	0	0	0	0	9	2,303,306	0	0
	猶予	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	9	2,303,306	0	0
2	減額	0	0	0	0	0	0	0	0
	免除	0	0	0	0	19	1,841,233	0	0
	猶予	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	19	1,841,233	0	0
3	減額	0	0	0	0	0	0	0	0
	免除	0	0	0	0	20	2,270,411	0	0
	猶予	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	20	2,270,411	0	0
4	減額	0	0	0	0	0	0	0	0
	免除	0	0	0	0	22	4,384,366	0	0
	猶予	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	22	4,384,366	0	0

## (7)貸付基金

## 【年度別高額療養費資金貸付基金貸付状況】

高額療養費が支給されるまでの間、支給見込額の9割相当分を療養資金として無利子で貸付ける制度。

年度	貸付額		返還額(繰入金含む)		基金残額(円)
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	
30	18	2,675,000	19	2,191,929	68,113,249
元	7	211,000	14	1,338,078	69,240,327
2	6	392,000	7	452,220	69,300,547
3	3	245,000	5	275,608	69,331,155
4	0	0	0	0	69,331,155

## 【年度別出産費資金貸付基金貸付状況】

出産育児一時金が支給されるまでの間、支給見込額の8割を上限として無利子で貸付ける制度。

年度	貸付額		返還額(繰入金含む)		基金残額(円)
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	
30	0	0	2	480,000	7,610,000
元	0	0	2	560,000	8,170,000
2	0	0	3	930,000	9,100,000
3	0	0	0	0	9,100,000
4	0	0	1	300,000	9,400,000

## (8)新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険傷病手当金

年度	件数(件)	金額(円)
2	20	1,148,846
3	71	3,692,715
4	307	10,472,791

## IV 保険料

### 1 算出方法

【令和4年度保険料算出方法(世帯あたり)】

	基礎賦課分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
所得割額	加入者全員の ※「年間所得額」×7.16%	加入者全員の ※「年間所得額」×2.28%	40～64歳の加入者の ※「年間所得額」×2.31%
均等割額	1人当たり42,100円	1人当たり13,200円	1人当たり16,600円
賦課限度額	650,000円	200,000円	170,000円

※「年間所得額」＝前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計額から基礎控除額(合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円)を控除した額(雑損失の繰越控除額は控除しない。また、分離譲渡所得は特別控除後の額を用いる。)

### 2 収納状況

【年度別収納状況】

年度	区分	調定額 A (円)	収納額 B (円)	不納欠損額 (円)	収入未済額 (円)	収納率 B/A(%)
30	現年分	12,037,884,686	10,494,583,990	12,501,385	1,541,363,658	87.18
	滞納繰越分	3,070,023,708	780,184,273	619,878,657	1,672,495,968	25.41
	合計	15,107,908,394	11,274,768,263	632,380,042	3,213,859,626	74.63
元	現年分	11,612,059,475	10,219,393,819	9,911,436	1,388,740,844	88.01
	滞納繰越分	3,126,721,635	710,856,407	820,472,603	1,598,666,783	22.73
	合計	14,738,781,110	10,930,250,226	830,384,039	2,987,407,627	74.16
2	現年分	10,874,577,883	9,700,559,075	12,483,592	1,166,732,291	89.20
	滞納繰越分	2,877,974,499	586,798,342	776,024,986	1,516,206,881	20.39
	合計	13,752,552,382	10,287,357,417	788,508,578	2,682,939,172	74.80
3	現年分	10,959,788,962	10,030,203,159	10,604,056	923,583,567	91.52
	滞納繰越分	2,607,147,407	617,683,460	848,603,587	1,143,000,593	23.69
	合計	13,566,936,369	10,647,886,619	859,207,643	2,066,584,160	78.48
4	現年分	11,328,064,191	10,322,700,963	26,720,699	986,799,342	91.13
	滞納繰越分	2,044,253,182	534,973,563	790,566,635	720,687,385	26.17
	合計	13,372,317,373	10,857,674,526	817,287,334	1,707,486,727	81.20

※現年分には過年度相当分を含む

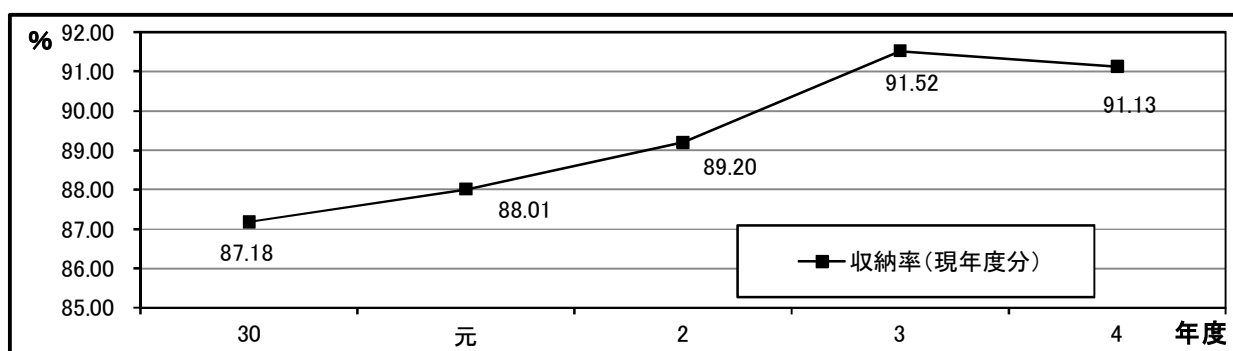
※現年分・滞納繰越分ともに居所不明分を除く

※収納額は収入額から還付未済額を差引いたもの

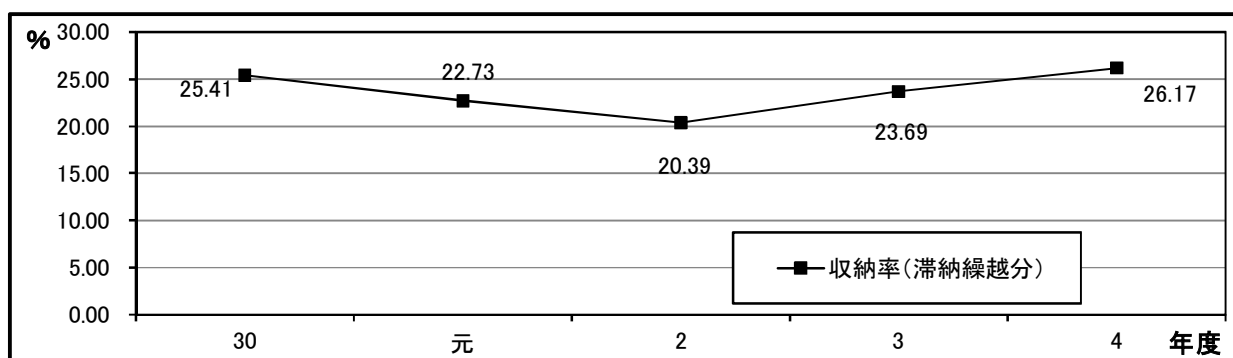


【収納率年度別推移】

(現年度分)



(滞納繰越分)



【令和4年度一般被保険者・退職被保険者等別保険料収納状況】

(1)基礎賦課分

区 分		調 定 額 (円)	収 納 額 (円)	不 納 欠 損 額 (円)	収 入 未 済 額 (円)	収 納 率 (%)
一 般 被 保 険 者	現 年 分	7,794,291,858	7,110,797,600	17,763,989	665,730,269	91.23
	( 居 所 不 明 分 )	5,630,209				—
	計	7,788,661,649	7,110,797,600	17,763,989	665,730,269	91.30
	滞 納 繰 越 分	1,377,403,812	359,370,232	536,639,327	481,394,253	26.09
	( 居 所 不 明 分 )	586,769				—
	計	1,376,817,043	359,370,232	536,639,327	481,394,253	26.10
退 職 被 保 険 者 等	現 年 分	0	0	0	0	0.00
	( 居 所 不 明 分 )	0				—
	計	0	0	0	0	0.00
	滞 納 繰 越 分	963,594	144,292	624,384	194,918	14.97
	( 居 所 不 明 分 )	0				—
	計	963,594	144,292	624,384	194,918	14.97
合 計	現 年 分	7,794,291,858	7,110,797,600	17,763,989	665,730,269	91.23
	( 居 所 不 明 分 )	5,630,209				—
	計	7,788,661,649	7,110,797,600	17,763,989	665,730,269	91.30
	滞 納 繰 越 分	1,378,367,406	359,514,524	537,263,711	481,589,171	26.08
	( 居 所 不 明 分 )	586,769				—
	計	1,377,780,637	359,514,524	537,263,711	481,589,171	26.09

※収納額は収入額から還付未済額を差し引いたもの

## (2)後期高齢者支援金等分

区 分		調 定 額 (円)	収 納 額 (円)	不 納 欠 損 額 (円)	収 入 未 済 額 (円)	収 納 率 (%)
一 般 被 保 険 者	現 年 分	2,458,205,350	2,241,996,021	5,647,902	210,561,427	91.20
	( 居 所 不 明 分 )	1,779,520				—
	計	2,456,425,830	2,241,996,021	5,647,902	210,561,427	91.27
	滞 納 繰 越 分	445,692,155	117,250,182	171,432,689	157,009,284	26.31
	( 居 所 不 明 分 )	198,828				—
計	445,493,327	117,250,182	171,432,689	157,009,284	26.32	
退 職 被 保 険 者 等	現 年 分	0	0	0	0	0.00
	( 居 所 不 明 分 )	0				—
	計	0	0	0	0	0.00
	滞 納 繰 越 分	294,576	45,644	183,531	65,401	15.49
	( 居 所 不 明 分 )	0				—
計	294,576	45,644	183,531	65,401	15.49	
合 計	現 年 分	2,458,205,350	2,241,996,021	5,647,902	210,561,427	91.20
	( 居 所 不 明 分 )	1,779,520				—
	計	2,456,425,830	2,241,996,021	5,647,902	210,561,427	91.27
	滞 納 繰 越 分	445,986,731	117,295,826	171,616,220	157,074,685	26.30
	( 居 所 不 明 分 )	198,828				—
計	445,787,903	117,295,826	171,616,220	157,074,685	26.31	

※収納額は収入額から還付未済額を差し引いたもの

## (3)介護納付金分

区 分		調 定 額 (円)	収 納 額 (円)	不 納 欠 損 額 (円)	収 入 未 済 額 (円)	収 納 率 (%)
一 般 被 保 険 者	現 年 分	1,083,723,796	969,907,342	3,308,808	110,507,646	89.50
	( 居 所 不 明 分 )	747,084				—
	計	1,082,976,712	969,907,342	3,308,808	110,507,646	89.56
	滞 納 繰 越 分	221,621,333	58,115,408	81,539,649	81,966,276	26.22
	( 居 所 不 明 分 )	41,865				—
計	221,579,468	58,115,408	81,539,649	81,966,276	26.23	
退 職 被 保 険 者 等	現 年 分	0	0	0	0	0.00
	( 居 所 不 明 分 )	0				—
	計	0	0	0	0	0.00
	滞 納 繰 越 分	252,113	47,805	147,055	57,253	18.96
	( 居 所 不 明 分 )	0				—
計	252,113	47,805	147,055	57,253	18.96	
合 計	現 年 分	1,083,723,796	969,907,342	3,308,808	110,507,646	89.50
	( 居 所 不 明 分 )	747,084				—
	計	1,082,976,712	969,907,342	3,308,808	110,507,646	89.56
	滞 納 繰 越 分	221,873,446	58,163,213	81,686,704	82,023,529	26.21
	( 居 所 不 明 分 )	41,865				—
計	221,831,581	58,163,213	81,686,704	82,023,529	26.22	

※収納額は収入額から還付未済額を差し引いたもの

【令和4年度保険料納入方法別収納状況】

〈現年分〉

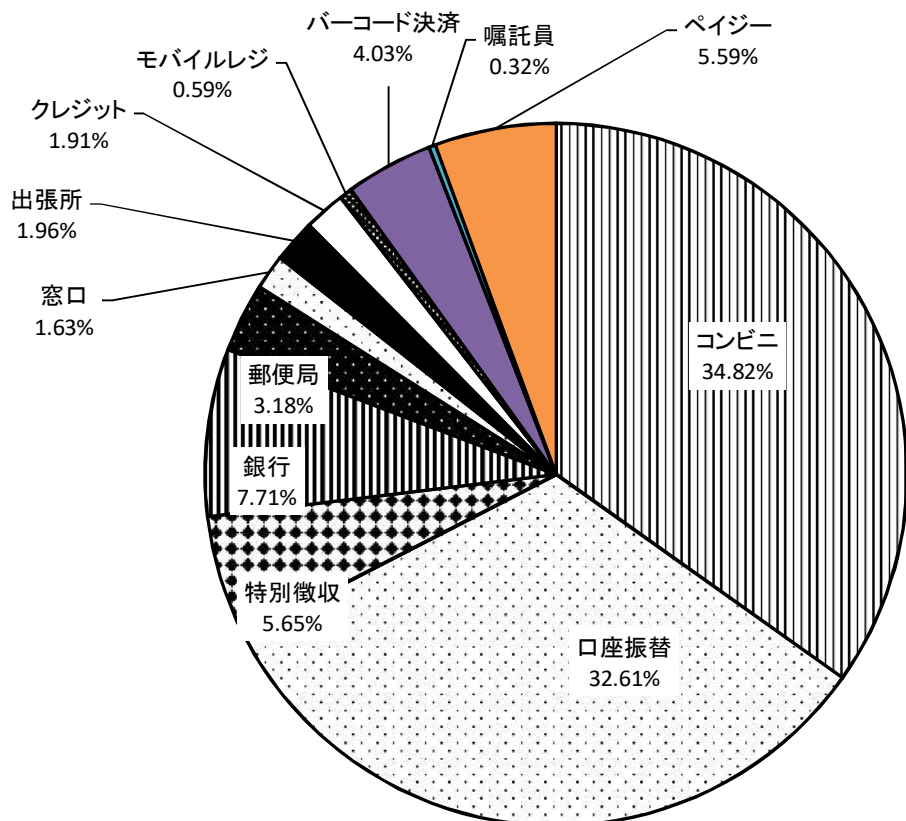
納付機関	件数(件)	金額(円)	構成比(%)
銀行	20,432	750,046,846	7.3
郵便局	22,561	333,931,637	3.2
窓口	11,244	131,953,043	1.3
出張所	12,700	186,946,263	1.8
口座振替	173,054	3,541,216,388	34.3
コンビニ	227,813	3,488,783,977	33.8
モバイルレジ	2,275	60,818,653	0.6
クレジット	6,516	189,905,081	1.8
バーコード決済	24,287	414,439,672	4.0
ペイジー	18,784	585,159,752	5.7
嘱託員	1,326	26,121,846	0.3
特別徴収	45,181	613,377,805	5.9
合計	566,173	10,322,700,963	100.0

〈滞納繰越分〉

納付機関	件数(件)	金額(円)	構成比(%)
銀行	4,461	86,172,052	16.2
郵便局	1,022	10,820,848	2.0
窓口	3,330	45,345,103	8.5
出張所	1,671	26,327,239	4.9
コンビニ	28,201	292,307,585	54.6
モバイルレジ	202	2,740,420	0.5
クレジット	817	17,839,776	3.3
バーコード決済	2,411	23,235,121	4.3
ペイジー	1,104	21,707,764	4.1
嘱託員	576	8,477,655	1.6
合計	43,795	534,973,563	100.0

※金額は、還付未済額を差引いた純収入額

【構成比(現年分・滞納繰越分金額合計)】



### 3 減額・免除

#### (1)均等割額の減額

令和3年中の総所得金額等が下記の基準以下だった世帯は、保険料の均等割額が減額される。

減 額 区 分	世帯主及び国保加入者※の総所得金額等の合計
7 割 減 額	43万円*
5 割 減 額	43万円*+(国保加入者の数×28.5万円)
2 割 減 額	43万円*+(国保加入者の数×52万円)

- \* 給与・年金所得者の数が2以上の場合は、43万円+10万円×(給与・年金所得者の数<sup>(注)</sup>−1)  
 (注) 一定の給与所得者(給与収入が55万円を超える者)と公的年金所得者(公的年金等の収入が60万円を超える65歳未満の者、または公的年金等の収入が125万円を超える65歳以上の者)をいう。  
 ※ 国保加入者には国保から後期高齢者医療制度に移行した者も含まれる。

#### 【均等割額の減額状況】

年度	7 割 減 額		5 割 減 額		2 割 減 額		合 計		一人当たり 軽 減 額
	人 数	軽 減 額	人 数	軽 減 額	人 数	軽 減 額	人 数	軽 減 額	
2	27,540	960,608,861	13,037	328,448,037	11,049	110,882,640	51,626	1,399,939,538	27,117
3	28,315	990,670,665	12,654	314,035,955	10,709	105,472,061	51,678	1,410,178,681	27,288
4	30,561	1,078,819,740	11,949	305,259,821	9,750	98,691,154	52,260	1,482,770,715	28,373

#### (2)非自発的な失業による軽減

非自発的な理由により離職した方は、保険料の軽減ができる場合がある。

軽 減 内 容	給 与 所 得 を 30 % に 減 額 し て 保 険 料 を 算 定
軽 減 期 間	離 職 日 の 翌 日 ~ 翌 年 度 末

#### 【非自発的な失業による軽減状況】

年度	世帯数	人 数	軽 減 額
2	1,998	2,008	207,163,407
3	1,875	1,884	188,266,688
4	1,405	1,412	142,963,341

#### (3)未就学児の均等割の軽減

6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者は、均等割額を半額に軽減する。

#### 【未就学児均等割の減額状況】

年度	7 割 減 額		5 割 減 額		2 割 減 額		な し		合 計	
	人 数	軽 減 額	人 数	軽 減 額	人 数	軽 減 額	人 数	軽 減 額	人 数	軽 減 額
4	721	4,207,520	247	2,648,607	249	3,948,388	1,321	18,170,750	2,538	28,975,265

(4) 条例による減免

災害等により生活が著しく困難となり、保険料の納付が困難となった場合、一定の条件に該当すれば、一定期間保険料が減額・免除される。

【年度別減免受付状況】

年度	減 免 事 由										合 計	
	収入減少 (失業・倒産)		生活困窮 (病気・ケガ)		その他 (刑法犯等)		東日本大震災		新型コロナウイルス 感染症			
	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額	件数	減免額
30	2	96,150	0	0	34	1,020,690	8	506,607	0	0	44	1,623,447
元	1	77,314	2	261,050	10	269,543	11	730,341	3,595	136,419,300	3,619	137,757,548
2	0	0	0	0	18	1,151,511	15	1,380,379	4,005	770,964,433	4,038	773,496,323
3	0	0	0	0	21	1,025,169	18	1,052,358	1,151	222,741,746	1,190	224,819,273
4	0	0	0	0	20	1,418,955	18	1,539,272	322	59,645,335	360	62,603,562

## V 保健事業

### 1 特定健康診査・特定保健指導

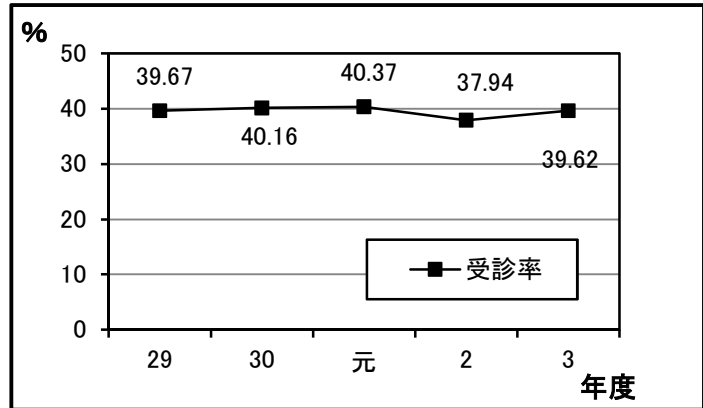
平成20年度から、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳以上の被保険者を対象に、特定健康診査・特定保健指導の実施が保険者に義務付けられた。被保険者の健康の保持・増進を図るため実施している。なお、特定健康診査と特定保健指導は、法定報告の関係上、最新年度は令和3年度となる。

#### 【特定健康診査】

①3年度実施期間：6月21日～2月20日

②受診状況年度別推移

年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
29	67,893	26,935	39.67
30	64,582	25,938	40.16
元	62,348	25,168	40.37
2	61,731	23,420	37.94
3	59,194	23,455	39.62



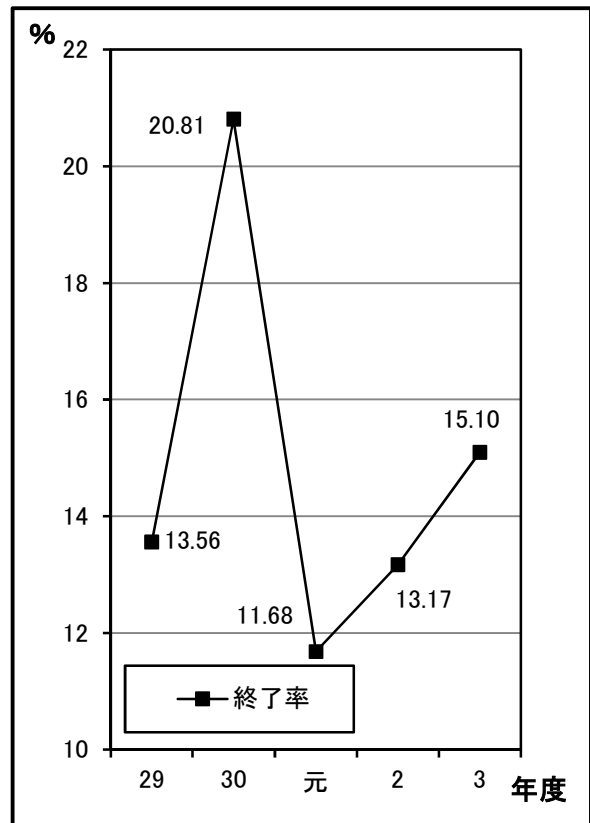
※対象者数、受診者数いずれも法定報告数値

#### 【特定保健指導】

①3年度実施期間：令和3年10月～令和5年2月

②利用状況年度別推移

年度	区分	対象者数 (人)	終了者数 (人)	終了率 (%)
29	動機付け支援	2,152	325	15.10
	積極的支援	819	78	9.52
	計	2,971	403	13.56
30	動機付け支援	2,001	515	25.74
	積極的支援	767	61	7.95
	計	2,768	576	20.81
元	動機付け支援	1,983	267	13.46
	積極的支援	749	52	6.94
	計	2,732	319	11.68
2	動機付け支援	1,889	300	15.88
	積極的支援	708	42	5.93
	計	2,597	342	13.17
3	動機付け支援	1,845	321	17.40
	積極的支援	645	55	8.53
	計	2,490	376	15.10



※対象者数、終了者数いずれも法定報告数値

※法定報告は毎年10月が報告期限となるため、報告期限後の10月以降の終了者は、翌年度の報告に含まれる。

## 2 医療費通知

被保険者の健康に対する認識を深めるため、対象診療月において医療機関等を受診した者がいる全世帯へ通知書を送付した。

### 【年度別発送状況】

年 度	30	元	2	3	4
発 送 月	31年2月	2年2月	3年2月	4年2月	5年2月
対 象 診 療 月	29年11月～ 30年10月	30年11月～ 元年10月	元年11月～ 2年10月	2年11月～ 3年10月	3年11月～ 4年10月
件 数 ( 件 )	59,022	57,415	55,992	54,933	53,575

## 3 ジェネリック医薬品利用促進

ジェネリック医薬品(後発医薬品)の普及促進により、医療費適正化を図るため、ジェネリック医薬品利用促進勧奨通知を送付している。28年度から通知業務を委託化し、4年度は年11回の送付を行った。

### 【年度別発送状況】

年 度	30	元	2	3	4
発 送 月	30年5月～ 31年3月	元年5月～ 2年3月	2年5月～ 3年3月	3年5月～ 4年3月	4年5月～ 5年3月
対 象 処 方 月	30年2月～ 30年12月	31年2月～ 元年12月	2年2月～ 2年12月	3年2月～ 3年12月	4年2月～ 4年12月
件 数 ( 件 )	36,039	35,641	28,311	26,800	33,442
利 用 率 ( % ) ※	71.3	74.1	75.8	75.6	77.5

※ 年度末時点の数量ベース

## 4 訪問保健指導事業

40歳以上の国保加入者のうち、重複・頻回受診者重複服薬者及び糖尿病重症化予防が必要な者に対して訪問指導等を行い、医療費の適正化への取組みを行った。また、令和2年度から、特定健診受診後検査数値が悪いにも関わらず医療機関等を受診していない被保険者への受診勧奨を開始した。

### 【年度別指導実績(訪問指導)】

年 度	30	元	2	3	4
対 象 者 ( 人 )	300	299	300	329	300
初 回 指 導 実 績 ( 人 )	55	42	43	28	38
実 施 率 ( % )	18.33	14.05	14.33	8.51	12.67

### 【年度別指導実績(受診勧奨)】

年 度	2	3	4
対 象 者 ( 人 )	64	62	54
初 回 勧 奨 実 績 ( 人 )	48	37	31
実 施 率 ( % )	75.00	59.68	57.41

## VI 財政

### 1 令和4年度国保会計決算状況

#### (1) 歳入

(単位:円, %)

科 目		予 算 現 額 A	収 入 済 額 B	対 予 算 増 減 額 (B-A)	構 成 比
保 険 料	医療給付費分	6,820,230,000	7,140,022,673	319,792,673	14.63
	滞納繰越分	299,340,000	360,888,441	61,548,441	0.74
	後期高齢者 支援金等分	2,150,693,000	2,244,839,799	94,146,799	4.60
	滞納繰越分	96,798,000	117,447,020	20,649,020	0.24
	介護納付金分	936,585,000	971,254,445	34,669,445	1.99
	滞納繰越分	48,127,000	58,221,792	10,094,792	0.12
計		10,351,773,000	10,892,674,170	540,901,170	22.32
国 庫 支 出 金		1,937,000	1,917,000	△ 20,000	0.00
都 支 出 金	保険給付費等交付金(普通交付金)	31,278,900,000	30,727,046,009	△ 551,853,991	62.95
	保険給付費等交付金(特別交付金)	315,802,000	541,655,000	225,853,000	1.11
	財政安定化基金交付金	1,000	0	△ 1,000	0.00
	計	31,594,703,000	31,268,701,009	△ 326,001,991	64.06
繰 入 金		5,029,454,000	5,029,452,319	△ 1,681	10.30
繰 越 金		1,513,235,000	1,513,235,140	140	3.10
そ の 他 の 収 入		78,897,000	104,927,247	26,030,247	0.22
特 別 区 債		1,000	0	△ 1,000	0.00
合 計		48,570,000,000	48,810,906,885	240,906,885	100.00

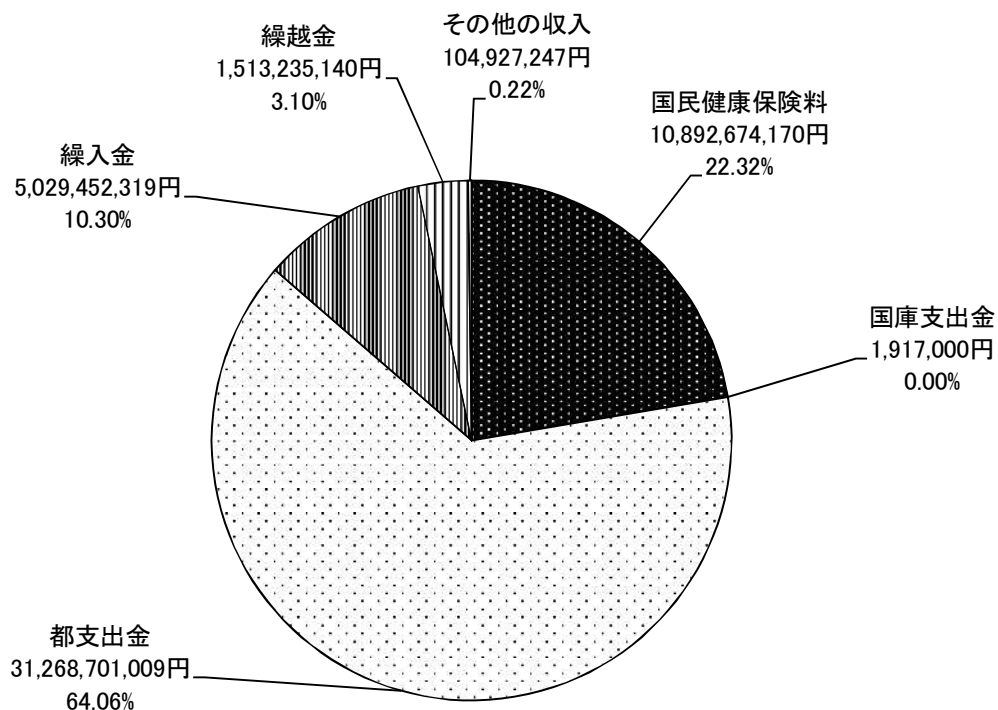
#### (2) 歳出

(単位:円, %)

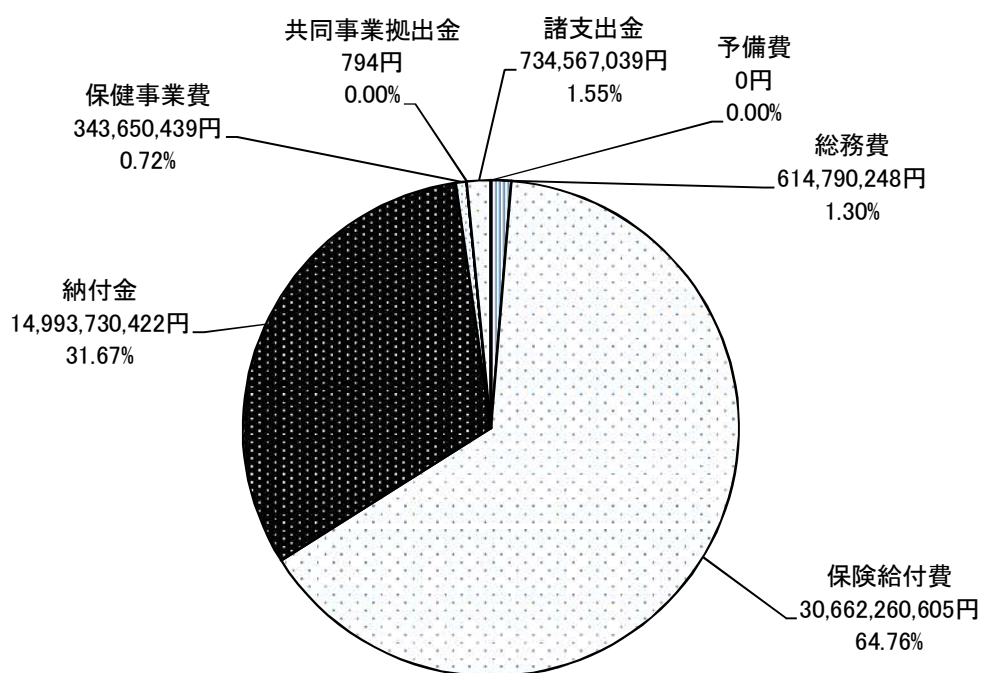
科 目		予 算 現 額 A	支 出 済 額 B	不 用 額 (A-B)	構 成 比
総 務 費		677,207,000	614,790,248	62,416,752	1.30
保 険 給 付 費	療養給付費	26,801,086,000	26,206,317,930	594,768,070	55.35
	療養費	355,243,000	336,250,057	18,992,943	0.71
	審査支払手数料	118,730,000	113,627,749	5,102,251	0.24
	小 計	27,275,059,000	26,656,195,736	618,863,264	56.30
	高額療養費	3,998,904,000	3,790,137,729	208,766,271	8.01
	高額介護合算療養費	8,500,000	5,433,741	3,066,259	0.01
	移送費	1,500,000	44,000	1,456,000	0.00
	出産育児諸費	132,785,000	117,596,610	15,188,390	0.25
	葬祭費	40,460,000	38,850,000	1,610,000	0.08
	結核・精神医療給付金	44,727,000	43,529,998	1,197,002	0.09
傷病手当金	14,600,000	10,472,791	4,127,209	0.02	
計	31,516,535,000	30,662,260,605	854,274,395	64.76	
納 付 金	医療給付費分	10,677,943,000	10,677,941,737	1,263	22.55
	後期高齢者支援金等分	2,989,961,000	2,989,959,947	1,053	6.32
	介護納付金分	1,325,829,000	1,325,828,738	262	2.80
	計	14,993,733,000	14,993,730,422	2,578	31.67
財政安定化基金拠出金		1,000	0	1,000	0.00
共同事業拠出金		10,000	794	9,206	0.00
保健事業費		423,026,000	343,650,439	79,375,561	0.72
公債費		1,000	0	1,000	0.00
予備費		200,000,000	0	200,000,000	0.00
諸支出金		759,487,000	734,567,039	24,919,961	1.55
合 計		48,570,000,000	47,348,999,547	1,221,000,453	100.00



## 歳入



## 歳出



## 2 国保会計歳入歳出決算額年度別推移

### (1) 歳入

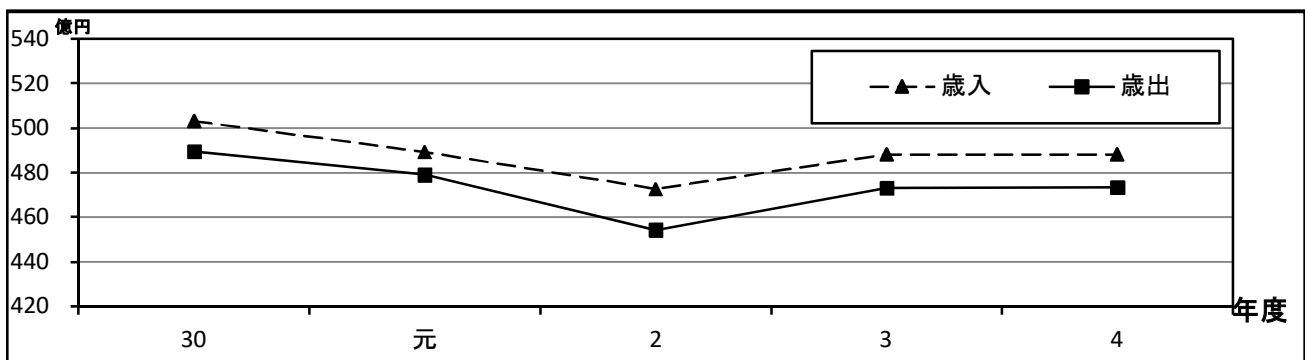
下段は歳入に占める割合(%)を表す。

科目(円)	年度	30	元	2	3	4
保険料		11,308,131,768 (22.48)	10,965,932,876 (22.42)	10,324,805,465 (21.84)	10,681,505,770 (21.88)	10,892,674,170 (22.32)
国庫支出金		525,000 (0.00)	1,558,000 (0.00)	650,768,000 (1.38)	138,394,000 (0.28)	1,917,000 (0.00)
療養給付費交付金		98,312,592 (0.20)				
都支出金		31,830,540,955 (63.27)	31,713,409,102 (64.83)	30,251,162,765 (64.00)	31,996,739,204 (65.54)	31,268,701,009 (64.06)
繰入金		3,032,708,880 (6.03)	4,800,203,000 (9.81)	4,894,598,652 (10.35)	4,018,028,495 (8.23)	5,029,452,319 (10.30)
その他収入		4,034,956,655 (8.02)	1,436,295,657 (2.94)	1,149,159,229 (2.43)	1,986,019,509 (4.07)	1,618,162,387 (3.32)
合計		50,305,175,850	48,917,398,635	47,270,494,111	48,820,686,978	48,810,906,885

### (2) 歳出

下段は歳出に占める割合(%)を表す。

科目(円)	年度	30	元	2	3	4
総務費		580,700,693 (1.19)	624,439,583 (1.30)	614,282,590 (1.35)	645,094,045 (1.36)	614,790,248 (1.30)
保険給付費		31,537,486,419 (64.42)	31,349,707,513 (65.44)	29,282,927,777 (64.46)	31,324,700,122 (66.22)	30,662,260,605 (64.76)
国民健康保険事業費納付金		15,610,309,852 (31.88)	15,307,415,861 (31.95)	14,775,884,433 (32.53)	14,463,737,946 (30.57)	14,993,730,422 (31.67)
共同事業拠出金		5,649 (0.00)	6,120 (0.00)	5,550 (0.00)	752 (0.00)	794 (0.00)
保健事業費		398,523,493 (0.81)	377,209,452 (0.79)	349,400,699 (0.77)	357,738,924 (0.76)	343,650,439 (0.72)
諸支出金		830,725,259 (1.70)	246,602,807 (0.52)	402,972,955 (0.89)	516,180,049 (1.09)	734,567,039 (1.55)
合計		48,957,751,365	47,905,381,336	45,425,474,004	47,307,451,838	47,348,999,547



## Ⅶ 趣旨普及

- 1 小冊子「みんなで守ろう わたしたちの国保 令和4年度版」の発行(87,000部)  
令和4年4月 被保険者世帯へ送付。医療保険課及び出張所の窓口で配布。
- 2 「国保だより」の発行(228,000部)  
4月は小冊子に同封、6月は保険料納入通知書に同封、10月は単独送付。  
医療保険課及び出張所の窓口で配布。

198号	R4. 4. 1 (75,000部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場の健康保険に加入したら、国民健康保険をやめる手続きを！！</li> <li>・令和4年度国民健康保険料の計算方法が決まりました 保険料の決定通知は6月中旬にお送りします</li> <li>・所得の申告をお願いします</li> <li>・保険料の負担軽減</li> <li>・保険料の納付方法</li> <li>・国保をささえる保険料</li> <li>・かしこく使おう ジェネリック医薬品(東京23区国保連携事業)</li> <li>・マイナンバーカードの健康保険証利用が始まりました</li> </ul>
199号	R4. 6. 1 (80,000部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度の国民健康保険料をお知らせします</li> <li>・納入通知書の見かた</li> <li>・いろいろあります 保険料(普通徴収分)の納付方法</li> <li>・旧被扶養者の方への軽減</li> <li>・未就学児への軽減</li> <li>・限度額適用認定証等の更新について</li> <li>・特定健康診査 令和4年6月21日(火曜日)から開始</li> </ul>
200号	R4.10.1 (73,000部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健康診査の受診は令和5年2月20日(月曜日)まで</li> <li>・人間ドック受診費用を助成</li> <li>・特別徴収(公的年金からのお支払い)について</li> <li>・便利な口座振替をご利用ください</li> <li>・新型コロナウイルス感染症にかかる国民健康保険料の減免について</li> <li>・マイナンバーカードが健康保険証として利用できます</li> </ul>

### 3 「こうとう区報」に随時、国保事業に関する内容をPR

4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険 人間ドック受診費の一部を助成</li> <li>・国民健康保険の届出 就職・退職したときは忘れずに</li> <li>・国民健康保険料を改定 保険料納入通知書は6月中旬に発送</li> <li>・東日本大震災の被災に伴う帰還困難区域等から転入された方へ 国保等の負担金の免除と保険料の減免を延長</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険料のお支払い 5月6日(金曜日)から納付方法を追加</li> <li>・安心のために、今年は受けよう 健康診査・各種検診 6月21日(火曜日)から</li> <li>・健診結果により特定保健指導をご案内</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年度国民健康保険料が決定 保険料額をお知らせする納入通知書を6月15日(水曜日)に発送</li> <li>・ジェネリック医薬品差額通知書を送付 国民健康保険加入の方へ</li> <li>・新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険料の減免申請</li> <li>・国民健康保険料のお支払いは便利な口座振替を</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により保険料の納付が困難な方へ まずはご相談ください</li> </ul>

7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイナポイント第2弾実施中 健康保険証としての利用申込、公金受取口座の登録などが追加</li> <li>・新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険傷病手当金の支給 適用期間は令和4年9月30日(金曜日)まで</li> <li>・国民健康保険料 納付をお忘れなく</li> <li>・国民健康保険料の減免</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区職員になりすます電話にご注意ください</li> <li>・10月から特定保健指導を開始</li> </ul>
9月	(掲載記事なし)
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により保険料の納付が困難な方へ まずはお相談ください</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険傷病手当金の支給 適用期間は令和4年12月まで</li> <li>・国民健康保険 人間ドック受診費の一部を助成</li> <li>・健康診査はお早めに 40歳以上で国民健康保険加入の方へ無料で実施</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険料 口座振替済通知・国民健康保険医療費通知を送付</li> <li>・国民健康保険加入の方へ ジェネリック医薬品差額通知を送付</li> <li>・整骨院・接骨院にかかるとき 医療保険適用に正しい理解を 日常生活での肩こりや原因のはっきりしない負傷などは適用外</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により保険料の納付が困難な方へ まずはお相談ください</li> <li>・新型コロナウイルス感染症に伴う国民健康保険傷病手当金の支給 適用期間は令和5年3月まで</li> <li>・国民健康保険の届出 加入・喪失の手続きを忘れずに</li> <li>・交通事故等の治療で健康保険を使用するときは届け出を</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険 医療費等通知を送付</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険 高額療養費支給申請手続きが簡素化 令和5年3月以降発行の申請書で次回以降の申請手続きが不要</li> <li>・国民健康保険料 新型コロナウイルス感染症の影響による減免申請 3月31日(金曜日)まで</li> <li>・国民健康保険料の納付をお忘れなく</li> </ul>

## 国民健康保険事業のあゆみ



	一般的事項（●印は江東区独自の施策）	給付関係	保険料関係
昭和33年 12月	・新国民健康保険法公布		
昭和34年 10月 11月 12月	・特別区国民健康保険事業調整条例制定 ●江東区国民健康保険条例・同施行規則及び同運営協議会規則制定 ●江東区国民健康保険事業開始（職員数 55 名） 加入世帯 26,269 世帯、被保険者数 90,924 人 給付率 世帯主 7 割 世帯員 5 割	助産費 1,500 葬祭費 2,500	均等割 600 所得割 95/100 限度額 50,000
昭和35年 3月 6月 7月	●国保日より発行開始 ●歯の衛生週間開始 ●無料健康相談開始		
昭和37年 12月	・助産費支給額を改定	助産費 2,000	
昭和38年 3月 4月 10月 12月	・結核予防法 34 条、35 条及び精神衛生法 29 条適用医療を 10 割給付 ・地方税法の改正に伴い均等割額を 38 年度に限り引き下げ ・保険料督促手数料廃止 ・低所得者に対する保険料の減額措置実施（38 年度分保険料から適用）		均等割 500
昭和39年 4月	・助産費・葬祭費支給額を改定	助産費 3,000 葬祭費 3,000	均等割 600
昭和40年 1月 3月 10月	・世帯員の給付率を 5 割から 7 割に引き上げ ・保険料の減額措置金額の引き上げ ・保険料の減額措置の対象世帯の範囲拡大（40 年度分保険料から適用）		
昭和41年 4月 10月	・保険料所得割額の基礎となる額を区民税額から住民税額（特別区民税＋都民税）に改正 ・保険料所得割額を改定		所得割 112/100
昭和42年 1月 4月	・第三者行為による被害の世帯主届出義務 ・日本に永住を許可された大韓民国国民並びに外国人世帯に属する日本人について国保適用 ・地方税法改正に伴い、保険料算定の退職手当等にかかる住民税額を除外 ・保険料の責任収納率を設定前 3 ヶ年の平均値（現年分・滞繰分） ・保険料減額措置の対象世帯の範囲の拡大 ・保険料延滞金に関する規定の改正		
昭和43年 4月	・減額措置対象世帯の所得割計算にあたり退職手当等を除外 ・育児手当金を新設 2,000 円		
昭和44年 4月 7月 8月 9月 10月	●国保指定保養施設開始 ●国保モニター設置（45.3.31 まで） ●国保海の家開設（三浦海岸 1 ヶ所） ・保険料減額措置の対象世帯の範囲拡大 ・精神衛生法 32 条適用医療を 10 割給付 ・助産費支給額を改定 ・都の老人医療費支給制度マル福の実施 70 歳以上無料	助産費 10,000	
昭和45年 4月 7月	・葬祭費支給額を改定 ・譲渡所得に関する保険料の特例（45 年度分保険料から適用）	葬祭費 5,000	
昭和48年 1月	・外国人に国保適用		

	一般的事項（●印は江東区独自の施策）	給付関係	保険料関係
昭和48年 1月 7月 12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の老人医療費支給制度マル寿の実施、70歳以上及び65歳以上の寝たきり老人等</li> <li>都の老人医療費支給制度マル福の対象年齢引下げ、70歳以上から65歳以上へ</li> <li>高額療養費制度を任意給付として新設</li> </ul>	高額療養費 30,000	
昭和49年 4月 10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>助産費・葬祭費支給額を改定</li> <li>保険料減免の特例を新設</li> <li>保険料限度額を改定</li> </ul>	助産費 20,000 葬祭費 10,000	限度額 80,000
昭和50年 10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>高額療養費の法定化</li> </ul>		
昭和51年 4月 7月 8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険料均等割、限度額を改定</li> <li>助産費支給額を改定</li> <li>保険料減免の特例を設定</li> <li>●国保海の家2ヶ所に増設（三浦海岸、岩井海岸）</li> <li>高額療養費自己負担限度額を改定</li> </ul>	助産費 40,000  高額療養費 39,000	均等割 2,400 限度額 120,000
昭和52年 4月 9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険料の徴収方法を従来の訪問徴収から自主納付に変更</li> <li>●高額療養費資金貸付基金条例制定、基金総額1,000万円(52年10月診療分より適用)</li> </ul>		
昭和53年 4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険料均等割、限度額を改定</li> <li>助産費・葬祭費支給額を改定</li> </ul>	助産費 60,000 葬祭費 20,000	均等割 4,800 限度額 170,000
昭和54年 10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>助産費の併給禁止</li> <li>保険料納入に口座振替制度を導入</li> </ul>		
昭和55年 4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険料均等割、所得割、限度額を改定</li> <li>助産費・葬祭費支給額を改定</li> <li>低所得層に対する保険料の軽減の引き上げ</li> <li>特別区一体に保険料の責任収納率を設定（現年分91%、滞納繰越分38%）</li> <li>保険料の賦課方式を所得対応方式から医療費対応方式に改正</li> <li>財源不足の一部を都区財調に算入（役割分担方式）</li> </ul>	助産費 80,000 葬祭費 30,000	均等割 6,000 所得割 122/100 限度額 220,000
昭和56年 4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>保険料均等割、所得割、限度額を改定</li> </ul>		均等割 8,400 所得割 118/100 限度額 240,000
昭和57年 3月 4月 9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療費通知開始</li> <li>保険料均等割、所得割、限度額を改定</li> <li>助産費支給額を改定</li> <li>所得割額算定を前年度住民税から当該年度住民税に改定</li> <li>保険料に関する申告の様式を新設</li> <li>高額療養費自己負担限度額を改定（9月診療分より） ただし、70歳以上（寝たきり状態にある者は65歳以上）の被保険者と非課税世帯は、39,000円に据え置き</li> </ul>	助産費 100,000   高額療養費 45,000 (39,000)	均等割 9,000 所得割 107/100 限度額 260,000
昭和58年 1月 2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>高額療養費自己負担限度額を改定（1月診療分より）</li> <li>老人保健法施行、国の老人医療費支給制度マル寿を廃止、国保被保険者である70歳以上及び65歳以上70歳未満で寝たきり等の状態にある者は、老人保健法の医療受給者に、また、老人保健法による医療給付に一部負担金を適用</li> <li>都の老人医療費支給制度マル福に一部負担金を導入</li> </ul>	高額療養費 51,000 (39,000)	



	一般的事項（●印は江東区独自の施策）	給付関係	保険料関係
昭和58年 4月 10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財源不足の1/2を都区財調に算入</li> <li>・過料を2,000円から20,000円に引き上げ</li> <li>・条例附則の減額基準に関する特別措置を58年度限りに改正</li> </ul>		
昭和59年 4月 7月 8月 10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料限度額を改定</li> <li>●高額療養費資金貸付基金条例一部改正、基金総額を1,000万円→1,500万円に増額</li> <li>・保険料減額基準のみなし法人課税に関する特例を64年度まで延長、減額特別措置を59年度限りに改正</li> <li>・退職者医療制度創設</li> <li>・退職者医療制度新設、保険給付本人8割、扶養家族は外来7割・入院8割</li> <li>・特定療養費制度新設</li> <li>・高額療養費の支給範囲拡充</li> <li>・長期高額疾病患者の場合自己負担額10,000円</li> </ul>	<p>高額療養費 51,000 (30,000)</p>	<p>限度額 280,000</p>
昭和60年 4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料限度額を改定</li> </ul>		<p>限度額 310,000</p>
昭和61年 4月 5月 7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料均等割、限度額を改定</li> <li>・助産費・葬祭費支給額を改定</li> <li>・財源不足の5/8を都区財調に算入</li> <li>・高額療養費自己負担限度額を改定</li> <li>・運営協議会委員の定数に被用者保険等保険者代表を加える</li> <li>●国保山の家開設（山梨県東山梨郡三富村）</li> </ul>	<p>助産費 130,000 葬祭費 50,000 高額療養費 54,000 (30,000)</p>	<p>均等割 12,000 限度額 350,000</p>
昭和62年 1月 4月 10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人保健法の一部改正、加入者按分率を段階的に引き上げ（昭和61年度80%、62年度～64年度90%、65年度から100%）</li> <li>・老人保健法による一部負担金の引き上げ</li> <li>・特別の事情がないのに、保険料を滞納している者に対し、被保険者資格証明書の発行及び保険給付の一時差し止めが可能になる</li> <li>・保険料限度額を改定</li> <li>・財源不足額の6/8を都区財調に算入</li> <li>●高額療養費資金貸付基金総額1,500万円から2,500万円に増額</li> <li>●区の組織改正により、国保課は厚生部から区民部に移る</li> </ul>		<p>限度額 370,000</p>
昭和63年 3月 4月 6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●漢字オンラインシステムの実施、これにより被保険者証の漢字による機械打ち出しが可能となり、出張所で被保険者証発行の開始</li> <li>・保険料限度額を改定</li> <li>・金額を切り捨てる延滞金の額を、500円未満から1,000円未満に改正</li> <li>●国保課事務室を3階から2階に移動</li> <li>●出張所で助産費・育児手当金・葬祭費の申請受付を開始</li> <li>・保険料口座振替申込書の様式を23区統一実施</li> <li>・国保運営の安定化を図るため、国と地方が共同で取り組む仕組みを導入</li> <li>①高医療費市町村における運営の安定化の推進</li> <li>②保険基盤安定制度の創設</li> </ul>		<p>限度額 390,000</p>

	一般的事項（●印は江東区独自の施策）	給付関係	保険料関係
昭和63年 6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>③高額医療費共同事業の強化、拡充</li> <li>④老健拠出金に対する国庫負担見直し</li> </ul>		
平成元年 4月 7月 10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保条例を改正し条文中「精神衛生法」を「精神保健法」に改める</li> <li>・保険料均等割、限度額を改定</li> <li>・保険料軽減額を改正</li> <li>・高額療養費の自己負担限度額を改定</li> <li>●保険料口座振替事務のMT化</li> <li>●保険料収納事務のOCR化</li> </ul>	高額療養費 57,000 (31,800)	均等割 14,400 限度額 400,000
平成2年 4月 6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料軽減の特例改正</li> <li>①65歳以上の被保険者に対する保険料軽減の基準の判定にあたって、公的年金等に係わる所得から15万円を控除（平成元年4月1日から適用）</li> <li>②株式等に係わる譲渡所得等に係わる保険料軽減の判定にあたって、特例を設ける（平成2年4月1日から適用）</li> <li>③みなし法人課税を選択した場合に係わる保険料軽減の判定の特例を、平成6年まで延長する（平成元年4月1日から適用）</li> <li>・保険料限度額を改定</li> <li>●健康センターにおける、健康度測定利用料金の一部助成事業を開始</li> <li>・昭和63年度より暫定的に導入された保険基盤安定制度が、国保法改正により恒久化</li> </ul>		限度額 420,000
平成3年 4月 5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国民健康保険課組織改正</li> <li>●国保オンラインシステム稼働開始、これにより賦課状況が資格異動と一体的に即時処理されることとなった</li> <li>・高額療養費の自己負担限度額を改定</li> </ul>	高額療養費 60,000 (33,600)	
平成4年 4月 7月 10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保財政の健全化、保険料負担の平準化に資するため「国保財政安定化支援事業」として1,000億円を財政措置、これを踏まえ国庫事務費負担金のうち人件費分と、助産費補助金を一般財源化し地方交付税で対応する</li> <li>・保険料均等割、限度額を改定</li> <li>・老人保健法改正による一部負担金の改定、なお5-6年度は外来1,000円/月、入院700円/日、7年度からスライド移行（消費者物価指数による）</li> <li>・助産費支給額を改定（平成4年4月1日から適用）</li> <li>●三公金共同で区内金融機関へ口座振替加入促進事業を実施</li> <li>●徴収嘱託員制度を導入</li> </ul>	助産費 240,000	均等割 16,800 限度額 440,000
平成5年 4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人保健法による一部負担金引き上げ</li> <li>・保険料限度額を改定</li> <li>・保険基盤安定制度のうち、国負担分が定率(1/2)から定額となる（5年度・6年度の特例措置）</li> <li>●レセプト点検嘱託員制度導入（2名）</li> <li>●健康センターにおけるトレーニング利用料金の一部助成事業を開始</li> </ul>		限度額 460,000

	一般的事項（●印は江東区独自の施策）	給付関係	保険料関係
平成 5 年 4 月 5 月	●高額療養費資金貸付基金総額 2,500 万円から 3,500 万円に増額 ・高額療養費自己負担限度額を改定	高額療養費 63,000 (35,400)	
平成 6 年 4 月 7 月 10 月	・保険料限度額を改定 ●区民体育施設トレーニングルーム利用料金の一部助成事業を開始 ・住民税特別減税に伴い、保険料均等割、所得割額を改定（特例措置） ・医療保険・老人保健福祉制度の改正に伴う、国民健康保険法の一部改正 ・助産費、育児手当を統合し、出産育児一時金を新設（請求権は 2 年間、平成 8 年度まで科目を残す） ・入院時食事療養費制度新設（1 日 600 円、減額認定制度有） ・移送費制度新設	出産育児一時金 300,000	限度額 500,000  均等割 15,900 所得割 133.7/100
平成 7 年 4 月 平成 7 年 10 月	・保険料均等割、所得割額を改定 ・老人保健法の改正による一部負担金のスライド改定の実施 ●レセプト点検嘱託員 1 名増員（3 名） ・結核予防法・精神保健法（精神保健福祉法）の一部改正（7 年 7 月施行）による医療負担方式を公費優先から保険優先に変更 ・結核・精神医療給付金の創設 ●国保ミニドック（無料健康診断・無料歯科健康診断）を医師会・歯科医師会へ委託し、事業を開始		均等割 16,800 所得割 119/100
平成 8 年 4 月 6 月 10 月	・保険料均等割、所得割、限度額を改定 ・老人保健法の改正による一部負担金のスライド改定の実施 ・高額療養費自己負担限度額を改定 ・入院時食事療養費を改定（1 日 760 円、減額認定制度有）	高額療養費 63,600 (35,400)	均等割 19,500 所得割 155/100 限度額 520,000
平成 9 年 4 月 9 月	・保険料均等割、所得割額を改定 ・葬祭費支給額を改定 ●高額療養費資金貸付基金総額 3,500 万円から 5,000 万円に増額 ・老人保健法の改正による一部負担金の改定 ・外来の薬剤にかかる一部負担金の創設	葬祭費 60,000	均等割 22,500 所得割 162/100
平成 10 年 4 月 7 月	・保険料均等割、所得割、限度額を改定 ・出産育児一時金・葬祭費の支給額を改定 ・老人保健法の改正による一部負担金の改定 ・市区町村国保の事務費負担金を一般財源化 ・退職被保険者等に係る老人医療費拠出金の負担方法の見直し（市区町村が負担する老人医療費拠出金のうち退職被保険者等に係る分について、その額の 1/2 を退職者医療制度において負担）	出産育児一時金 350,000 葬祭費 70,000	均等割 26,100 所得割 187/100 限度額 530,000
平成 11 年 4 月	・老人保健法の改正による一部負担金の改定 ●高額療養費資金貸付基金総額 5,000 万円から 6,000 万円に増額		
平成 12 年 4 月	・国民健康保険法の一部改定 ・都区制度改革により「特別区国民健康保険事業調整条例」		

	一般的事項（●印は江東区独自の施策）	給付関係	保険料関係
平成12年 4月  平成13年 1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>の廃止</li> <li>・保険料所得割額を改定</li> <li>・介護保険制度開始に伴い、保険料に介護納付金加わる</li> <li>・高額医療費共同事業の開始</li> <li>●レセプト点検嘱託員1名増員（4名）</li> <li>・高額療養費自己負担限度額を改定</li> <li>・入院時食事療養費を改定（1日780円、減額制度有）</li> <li>・海外療養費支給開始</li> </ul>		所得割 194/100 （介護納付金） 均等割 7,200 所得割 18/100 限度額 70,000
平成13年 4月  7月 11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人保健法の改定による一部負担金の改定</li> <li>・保険料（基礎賦課分）均等割額を改定</li> <li>・保険料（介護納付金分）均等割、所得割額を改定</li> <li>●組織改正により国保年金課に課名変更</li> <li>●徴収嘱託員3名増員（24名体制）</li> <li>●国民健康保険出産費資金貸付基金条例を制定、基金総額1,000万円</li> </ul>	高額療養費 63,000円+一定額超過分の1% 上位所得者は 121,800円+一定額超過分の1% 非課税世帯は 35,400円	（基礎賦課分） 均等割 27,300 （介護納付金分） 均等割 8,100 所得割 22/100
平成14年 4月 10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料（介護納付金分）均等割額を改定</li> <li>・国民健康保険法の一部改正</li> <li>・70歳到達者に高齢受給者証（1割証・2割証）を発行</li> <li>・高額療養費自己負担限度額を改定</li> <li>・老人保健法の改定による一部負担金の改定</li> </ul>	高額療養費 72,300円+一定額超過分の1% 上位所得者は 139,800円+一定額超過分の1% 非課税世帯は 35,400円	（介護納付金分） 均等割 7,800
平成15年 4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料（基礎賦課分）均等割、所得割額を改定</li> <li>・保険料（介護納付金分）均等割、所得割額を改定</li> <li>・退職被保険者一部負担金の改定</li> <li>・特例療養費の廃止</li> <li>・外来薬剤一部負担金廃止</li> <li>・保険証形態を個人カードに変更</li> <li>・退職者医療制度への切り替え、社会保険庁のデータにより職権適用</li> <li>●高額療養費資金貸付基金総額6,000万円から7,000万円に増額</li> </ul>		（基礎賦課分） 均等割 29,400 所得割 204/100 （介護納付金分） 均等割 9,000 所得割 29/100
平成16年 4月  11月 平成17年 1月  3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料（基礎賦課分）均等割、所得割額を改定</li> <li>・保険料（介護納付金分）均等割、所得割、限度額を改定</li> <li>●滞納整理システム本格稼働</li> <li>●画像レセプト情報管理システムをモデル保険者として導入・試行開始</li> <li>●3保健事業が末日をもって廃止                （指定保養施設、健康センター健康度測定利用料金助成金・トレーニング利用料金助成金、区民体育施設トレーニングルーム利用料金助成金）</li> </ul>		（基礎賦課分） 均等割 30,200 所得割 208/100 （介護納付金分） 均等割 10,800 所得割 37/100 限度額 80,000
平成17年 4月  5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料（基礎賦課分）均等割額を改定</li> <li>・保険料（介護納付金分）均等割、所得割額を改定</li> <li>●画像レセプト情報管理システム本格稼働</li> </ul>		（基礎賦課分） 均等割 32,100 （介護納付金分）

	一般的事項（●印は江東区独自の施策）	給付関係	保険料関係
平成17年 5月 6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者訪問指導事業開始</li> <li>●保険料のコンビニ収納開始</li> <li>●保険料の1回賦課導入</li> </ul>		均等割 12,000 所得割 41/100
平成18年 4月          10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料（基礎賦課分）均等割、所得割額を改定（住民税改正に伴う経過措置あり）</li> <li>・保険料（介護納付金分）所得割額を改定</li> <li>・精神医療給付金制度の改正</li> <li>・入院時食事療養費を1日780円から1食260円に改定</li> <li>●国保山の家の契約料金を改定</li> <li>・国民健康保険法の一部改正</li> <li>・70歳以上の一定以上所得者の一部負担金の改定（2割→3割）</li> <li>・高額療養費自己負担限度額を改定</li> <li>・老人保健法の改定による一部負担金の改定</li> <li>・療養病床入院高齢者の食費・居住費の一部負担見直し</li> <li>・保険診療と保険外診療の併用給付についての再構築</li> <li>・保険財政共同安定化事業の新設（平成21年度まで）</li> <li>・高額医療費共同事業の継続（平成21年度まで（4月適用））</li> <li>・出産育児一時金の受取代理（実施可能）</li> </ul>	高額療養費 80,100円+一定額超過分の1% 上位所得者は150,000円+一定額超過分の1% 非課税世帯は35,400円	（基礎賦課分） 均等割 33,300 所得割 182/100 （介護納付金分） 所得割 36/100
平成19年 4月          平成20年 3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料（基礎賦課分）均等割、所得割額を改定（住民税フラット化に伴う激変緩和措置あり）</li> <li>・保険料（介護納付金分）所得割、限度額を改定</li> <li>・保険料軽減制度に2割減額導入</li> <li>・70歳未満被保険者の入院等に係る高額療養費の現物給付化開始（限度額適用認定証交付）</li> <li>・「出産育児一時金」の受取代理制度開始</li> <li>・口座振替キャンペーン実施</li> <li>・特定健康診査・特定保健指導の開始に伴い、国保ミニドックの廃止</li> </ul>		（基礎賦課分） 均等割 35,100 所得割 124/100 （介護納付金分） 所得割 27/100 限度額 90,000
平成20年 4月          平成21年 1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料（基礎賦課分）均等割、所得割、限度額を改定</li> <li>・保険料（介護納付金分）均等割、所得割額を改定</li> <li>・後期高齢者医療制度開始に伴い、保険料に後期高齢者支援金加わる。（住民税フラット化に伴う激変緩和措置の継続）</li> <li>・70歳以上の一部負担金の改定（1割→2割）</li> <li>*ただし、国補助制度により、1年間は1割負担となる</li> <li>・一部負担金の軽減（2割負担）対象の拡大（3歳未満→義務教育就学前）</li> <li>・高額介護合算療養費の創設</li> <li>・特定健康診査及び特定保健指導の実施</li> <li>・国民健康保険法の一部改正</li> <li>・滞納世帯であっても、中学生以下の子どもには6ヵ月以上の保険証交付が制度化</li> <li>・出産育児一時金支給額を改定（産科医療補償制度創設に合わせた増額）</li> </ul>	出産育児一時金 380,000	（基礎賦課分） 均等割 28,800 所得割 90/100 限度額 470,000 （介護納付金分） 均等割 11,100 所得割 19/100 （後期高齢者支援金等分） 均等割 8,100 所得割 27/100 限度額 120,000

	一般的事項（●印は江東区独自の施策）	給付関係	保険料関係
平成21年 4月     10月  平成22年 3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料（基礎賦課分）均等割、所得割額を改定</li> <li>・保険料（介護納付金分）所得割、限度額を改定</li> <li>・保険料（後期高齢者支援金等分）均等割、所得割額を改定（住民税フラット化に伴う激変緩和措置の終了）</li> <li>・70歳以上の一部負担金の改定（1割→2割）</li> </ul> <p>※国補助制度の継続により、平成22年3月31日まで1割負担となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出産育児一時金支給額を改定</li> <li>・出産育児一時金直接支払制度開始（国の緊急少子化対策として増額改定、平成23年3月31日までの暫定措置）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ジェネリック医薬品（後発医薬品）利用促進勧奨通知の発送開始</li> </ul>	<p>出産育児一時金 420,000</p>	<p>（基礎賦課分） 均等割 27,600 所得割 68/100 （介護納付金分） 所得割 18/100 限度額 100,000 （後期高齢者支援金等分） 均等割 9,600 所得割 26/100</p>
平成22年 4月     7月   10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料（基礎賦課分）均等割、所得割、限度額を改定</li> <li>・保険料（介護納付金分）均等割、所得割額を改定</li> <li>・保険料（後期高齢者支援金等分）均等割、所得割、限度額を改定</li> <li>・70歳以上の一部負担金の改定にともなう国補助制度の継続、平成23年3月31日まで1割負担となる。</li> <li>・非自発的失業者に係る保険料等の軽減措置開始</li> <li>・国民健康保険法の一部改正</li> <li>・滞納世帯であっても、高校生以下の子どもには6ヵ月以上の保険証交付</li> </ul> <p>●コールセンターによる電話催告の開始</p> <p>●口座振替契約受付サービス開始 キャッシュカードを専用端末機に通し、暗証番号を入力するだけで口座振替の手続きが完了するサービス</p>		<p>（基礎賦課分） 均等割 31,200 所得割 80/100 限度額 500,000 （介護納付金分） 均等割 12,000 所得割 20/100 （後期高齢者支援金等分） 均等割 8,700 所得割 23/100 限度額 130,000</p>
平成23年 4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・算定方式を住民税方式から旧ただし書き方式に変更</li> </ul> <p>※加入者の「賦課のもととなる所得金額」と人数を基に計算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料（基礎賦課分）所得割、限度額を改定</li> <li>・保険料（介護納付金分）均等割、所得割、限度額を改定</li> <li>・保険料（後期高齢者支援金等分）所得割、限度額を改定</li> <li>・所得割額の算定方式の変更による激変緩和措置「賦課のもととなる所得金額」を減額（平成23年度～24年度の2年間）</li> </ul> <p>《軽減内容》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①住民税非課税の方 賦課のもととなる所得金額からその75%を減額</li> <li>②住民税課税標準額が100万円以下で、「賦課のもととなる所得金額」が住民税課税標準額の1.5倍を超える方 賦課のもととなる所得金額が住民税課税標準額の1.5倍を超える部分の50%を減額</li> <li>③住民税課税標準額が100万円超で、「賦課のもととなる所得金額」が住民税課税標準額の1.5倍を超える方 賦課のもととなる所得金額が住民税課税標準額の1.5倍を超える部分の25%を減額</li> </ol>		<p>（基礎賦課分） 所得割 6.13/100 限度額 510,000 （介護納付金分） 均等割 13,200 所得割 1.60/100 限度額 120,000 （後期高齢者支援金等分） 所得割 1.96/100 限度額 140,000</p>

	一般的事項（●印は江東区独自の施策）	給付関係	保険料関係
平成23年 4月          10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出産育児一時金の直接支払制度を改善、小規模施設では受取代理を制度化（引き続き42万円を支給）</li> <li>・ 70歳から74歳の方の窓口負担を1割負担継続</li> <li>・ 東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免</li> <li>・ 保険証の裏面に臓器提供意思表示記入欄を記載</li> </ul>		
平成24年 4月          7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険料（基礎賦課分）均等割、所得割額を改定</li> <li>・ 保険料（介護納付金分）均等割、所得割額を改定</li> <li>・ 保険料（後期高齢者支援金等分）均等割、所得割額を改定</li> <li>・ 所得割額の算定方式の変更による激変緩和措置（平成23年度～24年度の2年間）</li> <li>・ 70歳から74歳の方の窓口負担を1割負担継続（平成25年度以降のあり方については今後検討）</li> <li>・ 東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免の継続（※警戒区域等以外の被災区域の被保険者は9月分まで）</li> <li>・ 限度額適用認定証の対象が入院療養に加え外来療養にも拡大</li> <li>・ 国民健康保険法の一部改正（財政基盤強化策の恒久化・財政運営の都道府県単位化の推進・都道府県調整交付金の割合の引上げ等）</li> <li>・ 住民基本台帳法改正に伴う、外国人の被保険者資格要件の変更</li> </ul>		（基礎賦課分） 均等割 30,000 所得割 6.28/100 （介護納付金分） 均等割 14,100 所得割 1.66/100 （後期高齢者支援金等分） 均等割 10,200 所得割 2.23/100
平成25年 4月          7月 10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険料（基礎賦課分）均等割、所得割額を改定</li> <li>・ 保険料（介護納付金分）均等割、所得割額を改定</li> <li>・ 保険料（後期高齢者支援金等分）均等割、所得割額を改定</li> <li>・ 所得割額の算定方式の特例として、住民税非課税者に対し新たな減額措置を実施（平成25年度～26年度の2年間）                (25年度) 旧ただし書き所得から、その50%を減額                (26年度) 旧ただし書き所得から、その25%を減額</li> <li>・ 70歳から74歳の方の窓口負担を1割負担継続</li> <li>・ 口座振替受付サービスの出張所受付開始</li> <li>・ 東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免の継続</li> <li>●徴収嘱託員1名減員（13名体制）</li> <li>●モバイルレジ納付開始                携帯電話やスマートフォンを活用して、モバイルバンキングを利用し保険料を納付できるサービス</li> </ul>		（基礎賦課分） 均等割 30,600 所得割 6.02/100 （介護納付金分） 均等割 15,000 所得割 1.78/100 （後期高齢者支援金等分） 均等割 10,800 所得割 2.34/100
平成26年 4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険料（基礎賦課分）均等割、所得割額を改定</li> <li>・ 保険料（介護納付金分）均等割、所得割、限度額を改定</li> <li>・ 保険料（後期高齢者支援金等分）所得割、限度額を改定</li> <li>・ 均等割額の減額基準見直し（総所得金額の合計額算定）                5割減額 33万円 + (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数) × 24万5千円以下の世帯                2割減額 33万円 + (被保険者数 + 特定同一世帯所属</li> </ul>	(27年1月～) 高額療養費旧ただし書き所得が901万円を超える世帯は252,600円 + 一定額超過分の	（基礎賦課分） 均等割 32,400 所得割 6.30/100 （介護納付金分） 均等割 15,300 所得割 1.70/100 限度額 140,000

	一般的事項 (●印は江東区独自の施策)	給付関係	保険料関係
平成26年 4月      7月 平成27年 1月	<p>者数) × 45万円以下の世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・70歳から74歳までの方で昭和19年4月2日以降に生まれた方の窓口負担を2割負担とする。(昭和19年4月1日以前に生まれた方の1割負担継続)</li> <li>・東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免の継続 (※26年10月以降旧緊急時避難準備区域等から転入した被保険者に所得制限開始)</li> <li>●保険料のクレジットカード決済を開始 パソコンや携帯電話からクレジットカードで納付することができるサービス</li> <li>●国保山の家(旅館)の契約料金を改定(民宿は据置)</li> <li>●徴収嘱託員3名減員(10名体制)</li> <li>●国保海の家施設変更(富浦から勝浦へ、御宿は継続)</li> <li>・高額療養費自己負担限度額を改定</li> </ul>	<p>1%</p> <p>旧ただし書き所得が600万円超901万円以下の世帯は167,400円 + 一定額超過分の1%</p> <p>旧ただし書き所得が210万円超600万円以下の世帯は80,100円 + 一定額超過分の1%</p> <p>旧ただし書き所得が210万円以下の世帯は57,600円</p> <p>非課税世帯は35,400円</p>	<p>(後期高齢者支援金等分)</p> <p>所得割 2.17/100</p> <p>限度額 160,000</p>
平成27年 4月          10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料(基礎賦課分)均等割、所得割、限度額を改定</li> <li>・保険料(介護納付金分)均等割、所得割、限度額を改定</li> <li>・保険料(後期高齢者支援金等分)所得割、限度額を改定</li> <li>・均等割額の減額基準見直し(総所得金額の合計額算定) 5割減額 33万円 + 国保加入者の数 × 26万円以下の世帯 2割減額 33万円 + 国保加入者の数 × 47万円以下の世帯</li> <li>・東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免の継続 (※旧避難指示解除準備区域等から転入した被保険者に所得制限開始)</li> <li>・国保データベース(KDB)システム参加</li> </ul>		<p>(基礎賦課分)</p> <p>均等割 33,900</p> <p>所得割 6.45/100</p> <p>限度額 520,000</p> <p>(介護納付金分)</p> <p>均等割 14,700</p> <p>所得割 1.48/100</p> <p>限度額 160,000</p> <p>(後期高齢者支援金等分)</p> <p>所得割 1.98/100</p> <p>限度額 170,000</p>
平成28年 4月          7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料(基礎賦課分)均等割、所得割、限度額を改定</li> <li>・保険料(後期高齢者支援金等分)所得割、限度額を改定</li> <li>・均等割額の減額基準見直し(総所得金額の合計額算定) 5割減額 33万円 + 国保加入者の数 × 26万5千円以下の世帯 2割減額 33万円 + 国保加入者の数 × 48万円以下の世帯</li> <li>・東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免の継続 (※旧避難指示区域等・旧避難指示解除準備区域から転入した被保険者に所得制限)</li> <li>・住民税課税世帯の入院時食事療養費を改定</li> <li>●徴収嘱託員1名減員(9名体制)</li> </ul>	<p>(住民税課税世帯食事療養標準負担額)</p> <p>指定難病患者または小児慢性特定疾病児童等、平成27年4月1日以前から平成28年4月1日まで継続して精神病床に入院していた者→引き続き1食260円</p> <p>上記以外の者→1食360円</p>	<p>(基礎賦課分)</p> <p>均等割 35,400</p> <p>所得割 6.86/100</p> <p>限度額 540,000</p> <p>(後期高齢者支援金等分)</p> <p>所得割 2.02/100</p> <p>限度額 190,000</p>



	一般的事項 (●印は江東区独自の施策)	給付関係	保険料関係
平成29年 4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料(基礎賦課分)均等割、所得割額を改定</li> <li>・保険料(介護納付金分)均等割、所得割額を改定</li> <li>・保険料(後期高齢者支援金等分)均等割、所得割額を改定</li> <li>・均等割額の減額基準見直し(総所得金額の合計額算定) 5割減額 33万円 + 国保加入者の数 × 27万円以下の世帯 2割減額 33万円 + 国保加入者の数 × 49万円以下の世帯</li> <li>・東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免の継続 (※旧避難指示区域等・旧居住制限区域等から転入した被保険者に所得制限)</li> <li>●国保山の家(一部旅館)の契約料金を改定</li> <li>●高齢者訪問指導事業を訪問保健指導事業とし、①重複・頻回受診者訪問指導事業②糖尿病重症化予防事業として実施</li> </ul>	(29年8月～) 70歳以上の方の高額療養費 ・現役並み所得者 外来57,600円 ・一般 外来14,000円 (年間上限額 144,000円) 入院・外来合算 57,600円 (多数回該当 44,400円)	(基礎賦課分) 均等割 38,400 所得割 7.47/100 (介護納付金分) 均等割 15,600 所得割 1.54/100 (後期高齢者支援金等分) 均等割 11,100 所得割 1.96/100
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・70歳以上の方の高額療養費自己負担限度額を改定</li> </ul>		
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国保山をの家の民宿1軒が末日をもって廃業</li> </ul>		
平成30年 2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税制改正に伴い、医療費通知(一部対象者)の発送を開始</li> </ul>		
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江東区国民健康保険データヘルス計画等策定</li> </ul>		
平成30年 4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険制度改革により、 ①都道府県(東京都)が財政運営の責任主体に ②資格管理が都道府県単位に(事務は区市町村が行う) ③都道府県が区市町村ごとの標準保険料率を算定 ④保険給付に必要な費用を全額、都道府県が区市町村へ支払う(区市町村は都道府県へ納付金を納める) ⑤保健事業について必要な助言・支援を都道府県が区市町村へ行う</li> <li>・保険料(基礎賦課分)均等割、所得割額を改定</li> <li>・保険料(介護納付金分)所得割額を改定</li> <li>・保険料(後期高齢者支援金等分)均等割、所得割額を改定</li> <li>・均等割額の減額基準見直し(総所得金額の合計額算定) 5割減額 33万円 + 国保加入者の数 × 27.5万円以下の世帯 2割減額 33万円 + 国保加入者の数 × 50万円以下の世帯</li> <li>・東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免の継続 (※旧避難指示区域等・旧居住制限区域等から転入した被保険者に所得制限)</li> <li>・住民税課税世帯の入院時食事療養費を改定</li> <li>・江東区国民健康保険条例施行規則を改正 普通徴収に係る保険料の納付について口座振替原則化</li> <li>・保険料収納業務データ伝送化</li> </ul>	(住民税課税世帯 食事療養標準負担額) 指定難病患者または小児慢性特定疾病児童等、平成29年4月1日以前から平成30年4月1日まで継続して精神病床に入院していた者→引き続き 1食260円 上記以外の者→ 1食460円 (30年8月～) 70歳以上の方の高額療養費(かつこ内は高額介護合算療養費の自己負担限度額) 住民税課税標準額 690万円以上 252,600円 + 一定額 超過分の1% (212万円) 住民税課税標準額 380万円以上～690万円未満 167,400円 + 一定額	(基礎賦課分) 均等割 39,000 所得割 7.32/100 (介護納付金分) 所得割 1.56/100 (後期高齢者支援金等分) 均等割 12,000 所得割 2.22/100
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・70歳以上の方の高額療養費自己負担限度額を改定</li> <li>・70歳以上の方の高額介護合算療養費自己負担限度額を改定</li> </ul>		
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●徴収嘱託員1名内勤転換(9名体制のうち1名内勤)</li> </ul>		
平成31年 1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あん摩マッサージ指圧、はり・きゅう療養費の受領委任制度取扱い開始</li> </ul>		
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関を受診した被保険者全員へ医療費通知の一斉発送を開始</li> </ul>		

	一般的事項 (●印は江東区独自の施策)	給付関係	保険料関係
平成31年 2月		超過分の1% (141万円) 住民税課税標準額145万円以上~380万円未満 80,100円 + 一定額 超過分の1% (67万円) 年間所得額210万円以下 外来18,000円【年間上限額144,000円】 外来+入院57,600円	
平成31年 4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険料 (基礎賦課分) 均等割、所得割、限度額を改定</li> <li>・ 保険料 (介護納付金分) 所得割額を改定</li> <li>・ 保険料 (後期高齢者支援金等分) 均等割、所得割額を改定</li> <li>・ 均等割額の減額基準見直し (総所得金額の合計額算定)</li> <li>5 割減額 33 万円 + 国保加入者の数 × 28 万円以下の世帯</li> <li>2 割減額 33 万円 + 国保加入者の数 × 51 万円以下の世帯</li> <li>・ 東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免の継続</li> <li>(※旧避難指示区域等・旧居住制限区域等から転入した被保険者に所得制限)</li> </ul>		(基礎賦課分) 均等割 39,900 所得割 7.25/100 限度額 610,000 (介護納付金分) 所得割 1.68/100 (後期高齢者支援金等分) 均等割 12,300 所得割 2.24/100
令和元年 7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国民健康保険人間ドックの受診費助成の開始</li> <li>●徴収嘱託員1名減員 (8名体制のうち1名内勤)</li> </ul>		
令和2年 4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険料 (基礎賦課分) 所得割、限度額を改定</li> <li>・ 保険料 (介護納付金分) 所得割、限度額を改定</li> <li>・ 保険料 (後期高齢者支援金等分) 均等割、所得割額を改定</li> <li>・ 均等割額の減額基準見直し (総所得金額の合計額算定)</li> <li>5 割減額 33 万円 + 国保加入者の数 × 28.5 万円以下の世帯</li> <li>2 割減額 33 万円 + 国保加入者の数 × 52 万円以下の世帯</li> <li>・ 東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免の継続</li> <li>(※旧避難指示区域等・旧居住制限区域等から転入した被保険者に所得制限)</li> </ul>		(基礎賦課分) 所得割 7.14/100 限度額 630,000 (介護納付金分) 所得割 1.98/100 限度額 170,000 (後期高齢者支援金等分) 均等割 12,900 所得割 2.29/100
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金給付の開始</li> <li>・ 新型コロナウイルス感染症にかかる国民健康保険料の減免 (令和元年度・令和2年度) の開始</li> </ul>		
令和3年 3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●LINE Pay 請求書支払い開始</li> <li>バーコードをスマートフォンで読み込み、チャージした「LINE Pay」の残高から保険料の納付ができるサービス。</li> <li>●国保指定保養施設終了</li> </ul>		

	一般的事項（●印は江東区独自の施策）	給付関係	保険料関係
令和3年 4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料（基礎賦課分）均等割、所得割額を改定</li> <li>・保険料（介護納付金分）均等割、所得割額を改定</li> <li>・保険料（後期高齢者支援金等分）均等割、所得割額を改定</li> <li>・均等割額の減額基準見直し（総所得金額の合計額算定）</li> </ul> 7 割減額 43 万円*以下の世帯 5 割減額 43 万円*+国保加入者の数× 28.5 万円以下の世帯 2 割減額 43 万円*+国保加入者の数× 52 万円以下の世帯 * 給与・年金所得者の数が2 以上の場合は、 43 万円+10 万円×（給与・年金所得者の数-1）		（基礎賦課分） 均等割 38,800 所得割 7.13/100 （介護納付金分） 均等割 17,000 所得割 2.37/100 （後期高齢者支援金等分） 均等割 13,200 所得割 2.41/100
5月	●Pay-easy（ペイジー）開始 「収納機関番号」「納付番号」等の情報を、ATM、またはインターネットバンキングのサイト上に入力することで保険料の納付ができるサービス。		
6月	●PayPay 請求書払い開始 バーコードをスマートフォンで読み込み、チャージした「PayPay」の残高から保険料の納付ができるサービス。		
10月	・新型コロナウイルス感染症にかかる国民健康保険料の減免（令和3年度）の開始		
12月	・マイナンバーカード等によるオンライン資格確認の本格運用の開始		
令和4年 3月	●ネット de モバイルレジ、モバイルレジクレジットによるクレジットカード決済開始		
令和4年 4月	●Yahoo! 公金支払いでのクレジットカード払い終了		
令和4年 4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料（基礎賦課分）均等割、所得割額、限度額を改定</li> <li>・保険料（介護納付金分）均等割、所得割額を改定</li> <li>・保険料（後期高齢者支援金等分）所得割額、限度額を改定</li> <li>・未就学児の均等割額の軽減の開始 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者均等割額の半額を軽減</li> <li>・東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免の継続 （※旧避難指示区域等・旧居住制限区域等から転入した被保険者に所得制限）</li> </ul>		（基礎賦課分） 均等割 42,100 所得割 7.16/100 限度額 650,000 （介護納付金分） 均等割 16,600 所得割 2.31/100 （後期高齢者支援金等分） 所得割 2.28/100 限度額 200,000
5月	●d 払い、au PAY、J-Coin Pay 開始		
6月	・新型コロナウイルス感染症にかかる国民健康保険料の減免（令和4年度）の開始		
令和5年 4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料（基礎賦課分）均等割、所得割額を改定</li> <li>・保険料（介護納付金分）均等割、所得割額を改定</li> <li>・保険料（後期高齢者支援金等分）均等割、所得割額、限度額を改定</li> <li>・東日本大震災被災者に係る江東区国民健康保険料及び一部負担金の減免の継続</li> </ul>		（基礎賦課分） 均等割 45,000 所得割 7.17/100 （介護納付金分） 均等割 16,200 所得割 2.23/100

	一般的事項（●印は江東区独自の施策）	給付関係	保険料関係
令和5年 4月	(※旧避難指示区域等・旧居住制限区域等から転入した被保険者に所得制限)		(後期高齢者支援金等分)
5月	・ 出産育児一時金支給額を改定	出産育児一時金	均等割 15,100
10月	・ 新型コロナウイルス感染症にかかる国民健康保険料の減免(令和4年度相当分)の開始[受付は令和5年9月29日まで] ●Web 口座振替受付サービス開始	500,000	所得割 2.42/100 限度額 220,000

# 令和4年度 国民健康保険事業状況報告書

(令和4年度 事業年報)



（令和4年度）

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 0 8

事業開始年月日	昭和34年12月1日
---------	------------

○ 一般状況

その他保険給付	出産育児	葬 祭	傷病手当	出産手当	その他
	420,000円	70,000円	999,999,999,999円	0円	999,999,999,999円

		本年度末現在				
			(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者
世帯数		64,480				
被 保 険 者 数	総数	87,309	2,022	31,443	17,621	2,091
	退職被保険者等	0	0			
	一般被保険者	87,309	2,022	31,443	17,621	2,091

		年度平均				
			(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者
世帯数		65,432				
被 保 険 者 数	総数	89,403	1,907	33,373	18,850	2,163
	退職被保険者等	0	0			
	一般被保険者	89,403	1,907	33,373	18,850	2,163

		本年度末現在	年度平均			年度平均
介護保険第2号被保険者数		30,569	31,315	標準負担額の減額状況		3,677
介護保険第2号世帯数		27,133	27,741			
		本年度末現在	年度平均			本年度中
特定世帯数		0	0	世帯の継続性を認めた世帯数 (市町村内転居の場合を除く)		104
特定継続世帯数		0	0			

被保険者 増減内訳	本年度中増	転 入		社保離脱	生保廃止	出 生	後期高齢者 離脱	その他	計
			(再掲) 他県からの転入						
		9,344	5,584	14,738	223	256	1	309	24,871
	本年度中減	転 出		社保加入	生保開始	死 亡	後期高齢者 加入	その他	計
			(再掲) 他県への転出						
		6,013	3,212	13,857	359	615	5,756	1,132	27,732

本年度末現在 事務職員数	専 任	兼 任	計	一部負担割合	法定割合	その他
	71	20	91		1	0

様式 14 (市町村) 国民健康保険事業状況報告書 (事業年報) B表 (1) (市町村)

○経理状況

1. 収支状況及び資産・負債等の状況

(令和4年度)

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 0 8

[1] 収入状況及び支出状況

収入				支出						
科	目	収入額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分	科	目	支出額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分	
		円	円	円			円	円	円	
保険料(入税)	一般被保険者分	医療給付費分	7,500,766,821		給付金	総務費	療養給付費	614,790,248		
		後期高齢者支援金分	2,362,241,174	2,362,241,174			療養費	26,206,317,930		
		介護納付金分	1,029,428,431				小計	336,250,057		
		一般被保険者分計	10,892,436,426	2,362,241,174			1,029,428,431	高額療養費	26,542,567,987	
	退職被保険者分	医療給付費分	144,293		国民健康保険事業費納付金		高額介護合算療養費	3,790,137,729		
		後期高齢者支援金分	45,645	45,645			高額介護合算療養費	5,433,741		
		介護納付金分	47,806				移送費	44,000		
		退職被保険者等分計	237,744	45,645			47,806	出産育児諸費	117,546,000	
	計	10,892,674,170	2,362,286,819	1,029,476,237	葬祭諸費		38,850,000			
	都道府県支出金	国庫支出金	1,917,000		事業費		育児諸費	0		
保険給付費等交付金(普通交付金)		30,727,046,009		その他		54,002,789				
保険者努力支援分		104,678,000		一般被保険者分計		30,548,582,246				
特別調整交付金分		127,230,000		療養給付費		0				
都道府県繰入金(2号分)		204,551,000		療養費		0				
特定健康診査等負担金		105,196,000		小計		0				
保険給付費等交付金(特別交付金)計		541,655,000		高額療養費		0				
財政安定化基金交付金		0		高額介護合算療養費		0				
その他		0		移送費		0				
計		31,268,701,009		退職被保険者等分計		0				
一般会計繰入金	連合会支出金	0		審査支払手数料	113,678,359					
	保険基盤安定(保険料(税)軽減分)	1,498,376,540	324,865,200	137,388,240	計	30,662,260,605				
	保険基盤安定(保険者支援分)	919,662,531	200,898,082	80,942,202	一般被保険者分	10,677,941,737				
	未就学児均等割保険料(税)	38,389,248	9,163,495		退職被保険者等分	0				
	職員給与費等	695,424,000			医療給付費分計	10,677,941,737				
	出産育児一時金等	88,480,000			一般被保険者分	2,989,959,947	2,989,959,947			
	財政安定化支援事業	0			退職被保険者等分	0	0			
	その他	1,789,120,000			後期高齢者支援金等分計	2,989,959,947	2,989,959,947			
	計	5,029,452,319	534,926,777	218,330,442	介護納付金分	1,325,828,738		1,325,828,738		
	直診勘定繰入金	0			計	14,993,730,422	2,989,959,947	1,325,828,738		
その他の収入	104,927,247			財政安定化基金拠出金	0					
小計(単年度収入) A	47,297,671,745	2,897,213,596	1,247,806,679	保健事業費	20,460,681					
				特定健康診査等事業費	323,189,758					
				健康管理センター事業費	0					
				計	343,650,439					
				保険給付費等交付金償還金	674,289,076					
				直診勘定繰出金	0					
				その他の支出	60,278,757	0	0			
				小計(単年度支出) B	47,348,999,547	2,989,959,947	1,325,828,738			
				単年度収支差(A-B)	-51,327,802	-92,746,351	-78,022,059			
基金繰入金 C	0			基金積立金 F	0					
繰越金 D	1,513,235,140			前年度繰上充用金 G	0					
市町村債 E	0			公債費 H	0					
うち財政安定化基金貸付金	0			うち財政安定化基金償還金	0					
収入合計(A+C+D+E)	48,810,906,885			支出合計(B+F+G+H)	47,348,999,547					
				収支差引残(収入合計-支出合計)	1,461,907,338					
				うち次年度への繰越金 I	1,461,907,338					
				うち基金積立金 J	0					

[2] 基金保有額及び市町村債の状況

基金保有額(前年度末) K	0	市町村債残高	0
基金繰入金 C	0	うち財政安定化基金貸付金残高	0
基金積立金 F	0		
収支差引残のうち基金積立金 J	0		
その他増加額 L	0		
その他減少額 M	0		
基金保有額(K-C+F+J+L-M)	0		

[3] 資産・負債等の状況(年度末現在)

資産		負債及び純資産	
科目	金額(円)	科目	金額(円)
基金保有額 a	0	繰上充用金(当年度赤字額) e	0
次年度への繰越金 b	1,461,907,338	市町村債残高 f	0
貸付金等 c	0	うち財政安定化基金貸付金残高	0
その他の資産 d	0	その他の負債 g	0
資産合計(a+b+c+d)	1,461,907,338	負債合計(e+f+g)	0
		純資産(資産合計-負債合計)	1,461,907,338



様式14（市町村）（つづき）

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（1）（続）（市町村）  
（令和4年度）

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 0 8

○経理状況

2. 保険料（税）収納状況（一般被保険者分）

（円）

		調定額	収納額	還付未済額(別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
保険料(税)	現年分	11,336,221,004	10,322,700,963	33,415,954	26,720,699	986,799,342	8,156,813
	滞納繰越分	2,044,717,300	534,735,822	1,583,687	789,611,665	720,369,813	1,974,401
	計	13,380,938,304	10,857,436,785	34,999,641	816,332,364	1,707,169,155	10,131,214

3. 保険給付費等支払状況

（円）

		支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額	
一般被保険者分	療養給付費	計	26,154,640,274	26,206,317,930	51,542,927	134,729	0
		現年度分(再掲)	26,154,640,274	26,206,317,930	51,542,927	134,729	0
	療養費	計	334,617,170	336,250,057	1,484,016	148,871	0
		現年度分(再掲)	334,617,170	336,250,057	1,484,016	148,871	0
	高額療養費	3,785,048,214	3,790,137,729	5,089,515	0	0	
	高額介護合算療養費	5,433,741	5,433,741	0	0	0	
	移送費	44,000	44,000	0	0	0	
	その他の保険給付費	210,859,926	210,398,789	61,769	404	523,310	

4. 市町村標準保険料（税）率

医療給付費分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
8.96	0.00	52,781	0

後期高齢者支援金分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.55	0.00	14,541	0

介護納付金分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.58	0.00	18,714	0

様式 14-2 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（2）  
（令和4年度）

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 0 8

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 [ ]
----------------	-----------	------------------

保険料 の別 保険税	①	(2)	保険料（税） 賦課方式	(1)	(2)	③	(4)	保険料（税） 徴収回数	回 10
	料	税		4方式	3方式	2方式	その他		
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額 (低所得者分)	保険料（税） 軽減額 (未就学児分)	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額	
千円 10,425,032	千円 1,036,123	千円 27,512	千円 40,202	千円 7,277	千円 1,157,786	1増・②減	千円 361,840	千円 7,794,292	
保険料（税）算定額内訳					料（税）率				
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 6,577,050	千円 0	千円 3,847,982	千円 0	% 7.16	% 0.00	円 42,100	円 0		
63.09%	0.00%	36.91%	0.00%						
課税対象額		課税対象 世帯数	保険料（税） 軽減世帯数 (低所得者分)	保険料（税） 軽減世帯数 (未就学児分)	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数	賦課限度額
所得割	資産割								
千円 91,858,240	千円 0	66,334	32,755	1,472	340	231	1,887	91,401	千円 650
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)		② 課税総所得金額 (各種控除)		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等	⑤ その他	
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等			② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額			③ その他		

様式 14-3 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（3）  
（令和4年度）

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 0 8

5. 保険料(税)(後期高齢者支援金分)賦課徴収状況(一般被保険者分)

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 [ ]
----------------	-----------	------------------

保険料 の別 保険税	①	(2)	保険料(税) 賦課方式	(1)	(2)	③	(4)	保険料(税) 徴収回数	回 10
	料	税		4方式	3方式	2方式	その他		
保険料(税) 算定額	保険料(税) 軽減額 (低所得者分)	保険料(税) 軽減額 (未就学児分)	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料(税) 調定額	
千円 3,300,861	千円 324,865	千円 8,626	千円 12,728	千円 2,294	千円 381,402	1増・②減	千円 112,741	千円 2,458,205	
保険料(税)算定額内訳					料(税)率				
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 2,094,368	千円 0	千円 1,206,493	千円 0	% 2.28	% 0.00	円 13,200	円 0		
63.45%	0.00%	36.55%	0.00%						
課税対象額		課税対象	保険料(税) 軽減世帯数 (低所得者分)	保険料(税) 軽減世帯数 (未就学児分)	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数	賦課限度額
所得割	資産割	世帯数							千円 200
千円 91,858,240	千円 0	66,334	32,755	1,472	340	231	1,999	91,401	
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)		② 課税総所得金額 (各種控除)		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等	⑤ その他	
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等			② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額			③ その他		

様式 14-4 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（4）  
（令和4年度）

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 0 8

6. 保険料（税）（介護納付金分）賦課徴収状況（介護保険第2号被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 [ ]
----------------	-----------	------------------

保険料 の別 保険料	①	(2)	保険料（税） 賦課方式	(1)	(2)	③	(4)	保険料（税） 徴収回数	回 10
	料	税		4方式	3方式	2方式	その他		
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額 (低所得者分)	保険料（税） 軽減額 (未就学児分)	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額	
千円 1,533,430	千円 137,388	千円 0	千円 8,254	千円 14	千円 236,590	1増・②減	千円 67,460	千円 1,083,724	
保険料（税）算定額内訳					料（税）率				
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 1,002,263	千円 0	千円 531,167	千円 0	% 2.31	% 0.00	円 16,600	円 0		
65.36%	0.00%	34.64%	0.00%						
課税対象額		課税対象 世帯数	保険料（税） 軽減世帯数 (低所得者分)	保険料（税） 軽減世帯数 (未就学児分)	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数	賦課限度額
所得割	資産割								
千円 43,388,003	千円 0	28,288	12,952	0	211	6	1,408	31,998	千円 170
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 (基礎控除)		② 課税総所得金額 (各種控除)		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等	⑤ その他	
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等		② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額				③ その他		

様式 15

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（1）

（令和4年度）

○ 保険給付状況

1. 医療給付の状況

（1）全体

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 0 8

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	1,588,158	35,667,216,872	26,154,618,024	8,296,779,997	1,215,818,851
食事療養・生活療養（再掲）	16,204	420,713,410	213,894,690	198,926,960	7,891,760
食事療養・生活療養	9		22,250	-22,250	0
療養費等					
診療費	2,145	48,337,239	34,524,888	13,812,351	0
補装具	712	27,951,235	20,709,543	7,241,692	0
柔道整復師	35,116	290,850,923	212,092,044	78,758,879	0
アンマ・マッサージ	1,690	54,955,450	40,663,569	14,291,881	0
ハリ・キユウ	2,177	35,931,406	26,627,126	9,304,280	0
その他	0	0	0	0	0
小計	41,840	458,026,253	334,617,170	123,409,083	0
海外療養費（再掲）	127	6,676,728	4,714,629	1,962,099	0
移送費	1	44,000	44,000	0	0
計	1,630,008	36,125,287,125	26,489,301,444	8,420,166,830	1,215,818,851

（2）前期高齢者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	858,505	20,184,079,899	15,280,384,643	4,583,237,995	320,457,261
食事療養・生活療養（再掲）	9,611	234,583,156	109,368,009	121,916,427	3,298,720
食事療養・生活療養	3		7,500	-7,500	0
療養費	19,073	226,232,626	171,478,922	54,753,704	0
海外療養費（再掲）	18	1,587,790	1,151,595	436,195	0
移送費	0	0	0	0	0
計	877,581	20,410,312,525	15,451,871,065	4,637,984,199	320,457,261

（3）70歳以上一般分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	515,543	12,191,275,625	9,705,145,446	2,357,316,688	128,813,491
食事療養・生活療養（再掲）	5,903	141,397,278	64,317,971	75,039,277	2,040,030
食事療養・生活療養	1		2,400	-2,400	0
療養費	10,833	135,130,643	108,102,992	27,027,651	0
海外療養費（再掲）	13	401,420	321,136	80,284	0
移送費	0	0	0	0	0
計	526,377	12,326,406,268	9,813,250,838	2,384,341,939	128,813,491

（4）70歳以上現役並み所得者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	58,307	1,292,585,178	900,801,035	377,776,635	14,007,508
食事療養・生活療養（再掲）	555	10,339,064	3,228,814	6,912,450	197,800
食事療養・生活療養	0		0	0	0
療養費	1,538	15,761,631	11,003,264	4,758,367	0
海外療養費（再掲）	2	143,650	100,555	43,095	0
移送費	0	0	0	0	0
計	59,845	1,308,346,809	911,804,299	382,535,002	14,007,508

（5）未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等	34,234	591,836,504	472,499,320	44,162,978	75,174,206
食事療養（再掲）	181	1,844,034	505,344	1,049,810	288,880
食事療養	0		0	0	0
療養費	225	5,929,741	4,728,024	1,201,717	0
海外療養費（再掲）	1	7,770	6,216	1,554	0
移送費	0	0	0	0	0
計	34,459	597,766,245	477,227,344	45,364,695	75,174,206

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 0 : 8

2. 高額療養費の状況

		合 算 分		単 独 分			他法併用分	合 計	現物給付分 (再掲)	
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分				その他
総 数	件 数	5,878	27,943	4,372	6,949	5,976	8,782	8,941	68,841	32,801
	高額療養費(円)	130,131,364	243,111,574	440,166,664	578,535,166	890,410,009	311,536,007	1,191,157,430	3,785,048,214	3,313,289,719
(再掲) 前期 高齢者分	件 数	4,163	26,294	2,092	4,027	3,758	7,948	5,570	53,852	
	高額療養費(円)	81,403,931	209,365,139	203,509,772	313,681,477	544,349,069	250,160,679	535,576,188	2,138,046,255	
(再掲) 70歳以上 一般分	件 数	2,523	24,797	504	1,959	2,475	7,301	4,150	43,709	
	高額療養費(円)	28,435,321	168,183,777	42,363,320	127,536,490	303,478,898	202,856,709	307,569,716	1,180,424,231	
(再掲) 70歳以上現役 並み所得者分	件 数	254	335	98	230	159	68	205	1,349	
	高額療養費(円)	11,207,201	12,579,094	10,733,497	22,622,132	31,056,914	5,727,987	34,440,728	128,367,553	
(再掲) 未就学児分	件 数	0	1	0	0	46	1	33	81	
	高額療養費(円)	0	804,046	0	0	7,509,958	116,869	38,750,986	47,181,859	
長期高額特定疾病該当者数								403 人		

3. 高額介護合算療養費の状況

件数(件)	165
給付額(円)	5,433,741

4. その他の保険給付の状況

	出産育児給付	葬祭給付	傷病手当金	出産手当金	その他任意給付	計
件数(件)	281	554	307	0	38,861	40,003
給付額(円)	118,020,000	38,797,500	10,472,791	0	43,520,325	210,810,616

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 0 : 8

5. 療養の給付等内訳

(1) 全体

		件数	日数	費用額
診療費	入院	17,149 件	246,432 日	11,912,505,620 円
	入院外	791,019	1,236,980	13,656,849,458
	歯科	194,806	331,060	2,555,600,344
	小計	1,002,974	1,814,472	28,124,955,422
調剤		578,560	( 695,698 枚)	6,603,386,100
食事療養・生活療養		( 16,204 )	( 635,946 回)	420,713,410
訪問看護		6,624	48,045	518,161,940
合計		1,588,158	1,862,517	35,667,216,872

(2) 前期高齢者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	10,086 件	137,663 日	7,150,431,936 円
	入院外	430,019	695,461	7,596,303,499
	歯科	98,884	172,131	1,307,311,370
	小計	538,989	1,005,255	16,054,046,805
調剤		317,293	( 376,994 枚)	3,699,498,358
食事療養・生活療養		( 9,611 )	( 349,103 回)	234,583,156
訪問看護		2,223	17,747	195,951,580
合計		858,505	1,023,002	20,184,079,899

(3) 70歳以上一般分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	6,246 件	83,691 日	4,448,566,676 円
	入院外	258,615	424,446	4,528,646,999
	歯科	57,115	99,970	760,555,120
	小計	321,976	608,107	9,737,768,795
調剤		192,266	( 229,021 枚)	2,201,222,892
食事療養・生活療養		( 5,903 )	( 210,252 回)	141,397,278
訪問看護		1,301	9,958	110,886,660
合計		515,543	618,065	12,191,275,625

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	537 件	6,194 日	458,960,870 円
	入院外	29,635	45,902	488,679,930
	歯科	7,070	12,014	88,262,890
	小計	37,242	64,110	1,035,903,690
調剤		21,018	( 24,510 枚)	236,986,854
食事療養・生活療養		( 555 )	( 15,236 回)	10,339,064
訪問看護		47	593	9,355,570
合計		58,307	64,703	1,292,585,178

(5) 未就学児分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	224 件	1,383 日	287,393,940 円
	入院外	17,309	26,176	211,765,500
	歯科	2,533	3,258	25,532,280
	小計	20,066	30,817	524,691,720
調剤		14,111	( 18,653 枚)	61,204,030
食事療養		( 181 )	( 2,853 回)	1,844,034
訪問看護		57	321	4,096,720
合計		34,234	31,138	591,836,504

様式 17 (市町村)

国民健康保険退職者医療事業状況報告書 (退職者医療事業年報) E表 (1) (市町村)

退職者医療にかかる一般状況・経理状況

(令和4年度)

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 0 8

○一般状況

		本年度末現在	
			(再掲) 未就学児
世帯数	単独世帯	0	
	混合世帯	0	
退職被保険者等数	退職被保険者	0	
	被扶養者	0	0
	計	0	0

		年度平均	
			(再掲) 未就学児
世帯数	単独世帯	0	
	混合世帯	0	
退職被保険者等数	退職被保険者	0	
	被扶養者	0	0
	計	0	0

○経理状況

1. 収入状況及び支出状況

収 入		支 出	
科 目	収入額 (円)	科 目	支出額 (円)
保険料 (税) 医療給付費分	144,293	医 療 給 付 費	療養給付費 0
保険給付費等交付金 (普通交付金)	98,714		療 養 費 0
その他の収入	40,918		小 計 0
合 計	283,925		高 額 療 養 費 0
			高 額 介 護 合 算 療 養 費 0
			移 送 費 0
			計 0
		国民健康保険事業費納付金 (医療給付費分)	0
		そ の 他 の 支 出	1,851
		前 年 度 繰 上 充 用 金	0
		合 計	1,851

2. 保険料 (税) 収納状況

	調 定 額	収 納 額	還付未済額 (別掲)	不 納 欠 損 額	未 収 額	居所不明者分調定額
現 年 分	0	0	0	0	0	0
滞 納 繰 越 分	1,510,283	237,741	3	954,970	317,572	0
計	1,510,283	237,741	3	954,970	317,572	0

3. 医療給付支払状況

		支 払 義 務 額	支 払 済 額	徴 収 金 等	戻 入 未 済 額	未 払 額
療養給付費	計	-31,353	0	31,353	0	0
	現年度分 (再掲)	-31,353	0	31,353	0	0
療 養 費	計	0	0	0	0	0
	現年度分 (再掲)	0	0	0	0	0
高 額 療 養 費		-210	0	210	0	0
高 額 介 護 合 算 療 養 費		0	0	0	0	0
移 送 費		0	0	0	0	0





様式 17-3

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（3）

（令和4年度）

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 0 8

5. 保険料（税）（後期高齢者支援金分）賦課徴収状況

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 [    ]
----------------	-----------	---------------------

保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額 （低所得者分）	保険料（税） 軽減額 （未就学児分）	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	1増・②減	千円 0	千円 0
保険料（税）算定額内訳				/				
所得割	資産割	均等割	平等割					
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0					
0.00%	0.00%	0.00%	0.00%					
課税対象額		課税対象 世帯数	保険料（税） 軽減世帯数 （低所得者分）	保険料（税） 軽減世帯数 （未就学児分）	災害等 による 減免世帯数	その他の 減免世帯数	賦課限度額 を超える 世帯数	課税対象 被保険者数
所得割	資産割							
千円 0	千円 0	0	0	0	0	0	0	0

退職者医療にかかる医療給付状況  
(令和4年度)

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	1 : 3 : - : 0 : 0 : 8

○ 保険給付状況

1. 医療給付の状況

(1) 全体

		件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等		件	円	円	円	円
		-8	-44,790	-31,353	-13,437	0
療養費等	食事療養(再掲)	0	0	0	0	0
	食事療養	0	0	0	0	0
	診療費	0	0	0	0	0
	補装具	0	0	0	0	0
	柔道整復師	0	0	0	0	0
	アンマ・マッサージ	0	0	0	0	0
	ハリ・キュウ	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0	0
	海外療養費(再掲)	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0	
計		-8	-44,790	-31,353	-13,437	0

(2) 未就学児分再掲

		件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
療養の給付等		件	円	円	円	円
		0	0	0	0	0
食事療養(再掲)		0	0	0	0	0
療養費等	食事療養	0	0	0	0	0
	療養費	0	0	0	0	0
	海外療養費(再掲)	0	0	0	0	0
	移送費	0	0	0	0	0
計		0	0	0	0	0

2. 高額療養費の状況

		合算分		単独分			他法併用分	合計	現物給付分(再掲)
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分			
総数	件数	0	0	0	0	0	0	0	0
	高額療養費(円)	0	0	0	0	-210	0	-210	-210
(再掲) 未就学児分	件数	0	0	0	0	0	0	0	0
	高額療養費(円)	0	0	0	0	0	0	0	0
長期高額特定疾病該当者数							0人		

3. 高額介護合算療養費の状況

件数(件)	0
給付額(円)	0

退職者医療にかかる医療給付状況

（令和4年度）

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	1 3 - 0 0 8

4. 療養の給付等内訳

（1）全体

		退職被保険者分			被扶養者分		
		件数	日数	費用額	件数	日数	費用額
診療費	入院	0	0	0	0	0	0
	入院外	-2	-4	-51,200	2	4	51,200
	歯科	-3	-5	-26,260	-4	5	-18,150
	小計	-5	-9	-77,460	-2	9	33,050
	調剤	-1	( 0 枚)	-380	0	( 0 枚)	0
	食事療養	( 0 )	( 0 回)	0	( 0 )	( 0 回)	0
	訪問看護	0	0	0	0	0	0
	合計	-6	-9	-77,840	-2	9	33,050

（2）未就学児分再掲

		被扶養者分		
		件数	日数	費用額
診療費	入院	0	0	0
	入院外	0	0	0
	歯科	0	0	0
	小計	0	0	0
	調剤	0	( 0 枚)	0
	食事療養	( 0 )	( 0 回)	0
	訪問看護	0	0	0
	合計	0	0	0

年 報 別 表 M 表

(不当利得、不正利得、第三者行為の状況)

( 令和4年度 )

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	13 - 008

1. 不当利得・不正利得・第三者行為の状況（一般）

項目 区分		調 定		収 納		収 入 未 済	
		件 数 件	費 用 額 円	件 数 件	費 用 額 円	件 数 件	費 用 額 円
不当利得 返 還 金	現年度分 A	176	1,399,506	122	1,115,502	54	284,004
	過年度分 B	( 0 )	( 0 )				
不正利得徴収金 C		( 0 )	( 0 )				
		87	1,031,426	28	321,000	59	710,426
第三者行為 賠 償 金	公害分 D	( 0 )	( 0 )				
		101	1,046,374	101	1,046,374	0	0
その他 E		( 0 )	( 0 )				
		214	16,306,313	214	16,306,313	0	0
B+C+D+E 計		( 0 )	( 0 )				
		2,556	58,178,227	2,069	41,863,692	487	16,314,535

2. 不当利得・不正利得・第三者行為の状況（退職）

項目 区分		調 定		収 納		収 入 未 済	
		件 数 件	費 用 額 円	件 数 件	費 用 額 円	件 数 件	費 用 額 円
不当利得 返 還 金	現年度分 A	0	0	0	0	0	0
	過年度分 B	( 0 )	( 0 )				
不正利得徴収金 C		( 0 )	( 0 )				
		6	8,176	6	8,176	0	0
第三者行為 賠 償 金		( 0 )	( 0 )				
公害分 D		0	0	0	0	0	0
その他 E		( 0 )	( 0 )				
		0	0	0	0	0	0
B+C+D+E 計		( 0 )	( 0 )				
		9	31,563	9	31,563	0	0

給 付 別 表 V 表 ( 1 )  
( 全体 )  
( 令和4年度 )

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	13 - 008

1. 地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	(1) 高額療養費 支払義務額	(2) 費用負担区分				
		費用額	保険者負担分	一部負担金		他法負担分
薬剤一部負担金 (再掲)						
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	988,448	-197,700	597,241	-1,127,674	0	332,733
心障医療 (法制 No. 80)	218,283,777	1,606,921,750	1,167,706,788	238,776,465	0	200,438,497
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	2,479,847	233,673,810	163,578,651	12,960,181	0	57,134,978
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	6,922,326	42,455,440	30,511,992	7,600,355	0	4,343,093
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	7,087,281	117,209,140	86,902,684	21,617,977	0	8,688,479
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0		0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	12,293,618	380,333,370	266,233,359	12,189,677		101,910,334
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	3,894,602	576,215,310	408,716,066	42,027,575	0	125,471,669
計	251,949,899	2,956,611,120	2,124,246,781	334,044,556	0	498,319,783

2. 出産育児一時金

	件数	金額
出産育児一時金	0	0

給 付 別 表 V 表 ( 2 )  
 ( 70歳以上一般分再掲 )  
 ( 令和4年度 )

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	13 - 008

地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	(1) 高額療養費 支払義務額	(2) 費用負担区分			
		費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	988,448	7,356,310	5,885,048	1,217,164	254,098
心障医療 (法制 No. 80)	50,835,411	428,615,630	342,892,504	55,996,355	29,726,771
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	0	69,840	55,872	6,984	6,984
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	877,102	7,931,840	6,345,472	912,338	674,030
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	4,109,487	48,562,860	38,850,288	8,560,608	1,151,964
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	1,227,780	53,653,490	42,922,792	4,688,216	6,042,482
計	58,038,228	546,189,970	436,951,976	71,381,665	37,856,329

給 付 別 表 V 表 ( 3 )  
 ( 70歳以上現役並み所得者分再掲 )  
 ( 令和4年度 )

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	13 - 008

地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	(1) 高額療養費 支払義務額	(2) 費用負担区分			
		費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	0	0	0	0	0
心障医療 (法制 No. 80)	190,393	6,890,330	4,823,231	628,327	1,438,772
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	2,003,289	9,343,020	6,540,114	1,995,189	807,717
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	23,256	4,652,380	3,256,666	799,586	596,128
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	42,519	371,940	260,358	51,239	60,343
計	2,259,457	21,257,670	14,880,369	3,474,341	2,902,960



給 付 別 表 V 表 ( 4 )  
( 未就学児分再掲 )  
( 令和4年度 )

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	13 - 008

地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	(1) 高額療養費 支払義務額	(2) 費用負担区分			
		費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	0	0	0	0	0
心障医療 (法制 No. 80)	0	0	0	0	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	0	0	0	0	0
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

給 付 別 表 V 表 ( 5 )  
( 前期高齢者分再掲 )  
( 令和4年度 )

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	13 - 008

地方単独事業公費負担医療に係る療養の給付（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	(1) 高額療養費 支払義務額	(2) 費用負担区分			
		費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	988,448	7,592,300	6,050,241	1,255,468	286,591
心障医療 (法制 No. 80)	100,644,788	783,052,890	590,998,586	112,594,333	79,459,971
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	12,270	2,603,240	1,829,252	34,978	739,010
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	4,251,855	27,380,410	19,959,471	4,740,763	2,680,176
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	5,806,614	77,903,190	59,388,519	14,480,492	4,034,179
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	1,315,709	100,502,910	75,717,386	7,679,490	17,106,034
計	113,019,684	999,034,940	753,943,455	140,785,524	104,305,961

給 付 別 表 N 表 ( 1 )  
( 全体 )  
( 令和4年度 )

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	13 - 008

1. 地方単独事業負担医療に係る食事療養費・生活療養費（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	費用負担区分			
	費用額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	0	0	0	0
心障医療 (法制 No. 80)	33,578,674	17,914,114	15,664,560	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	462,090	245,160	216,930	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	589,400	119,280	470,120	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	49,442	33,482	15,960	0
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	340,910	104,870	236,040	0
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	0	0	0	0
計	35,020,516	18,416,906	16,603,610	0

2. 訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪問看護	6,624	518,161,940	374,213,406	38,506,821	105,441,713

3. 一部負担金減免額調（一般被保険者分）

区分	全体分	前期高齢者分	70歳以上一般	70歳以上一般	70歳以上現役並	70歳以上現役並	未就学児
		再掲	再掲(8割)	再掲(9割)	再掲(7割)	再掲(8割)	再掲(8割)
	4,180,222	1,378,063	922,024	0	0	0	0

給 付 別 表 N 表 ( 2 )  
 ( 70歳以上一般分再掲 )  
 ( 令和4年度 )

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	13 - 008

1. 地方単独事業負担医療に係る食事療養費・生活療養費（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	費用負担区分			
	費用額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	0	0	0	0
心障医療 (法制 No. 80)	7,927,601	3,859,371	4,068,230	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	10,240	6,880	3,360	0
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	0	0	0	0
計	7,937,841	3,866,251	4,071,590	0

2. 訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪問看護	1,301	110,886,660	88,711,038	12,957,669	9,217,953

給 付 別 表 N 表 ( 3 )  
( 7 0 歳以上現役並み所得者分再掲 )  
( 令和4年度 )

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	13 - 008

1. 地方単独事業負担医療に係る食事療養費・生活療養費（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	費用負担区分			
	費用額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	0	0	0	0
心障医療 (法制 No. 80)	7,444	2,384	5,060	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	7,930	2,410	5,520	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	0	0	0	0
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	0	0	0	0
計	15,374	4,794	10,580	0

2. 訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪問看護	47	9,355,570	6,548,899	2,434,175	372,496

給 付 別 表 N 表 ( 4 )  
(未就学児分再掲)  
( 令和4年度 )

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	13 - 008

1. 地方単独事業負担医療に係る食事療養費・生活療養費（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	費用負担区分			
	費用額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	0	0	0	0
心障医療 (法制 No. 80)	0	0	0	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	0	0	0	0
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	0	0	0	0
計	0	0	0	0

2. 訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪問看護	57	4,096,720	3,277,376	0	819,344

給 付 別 表 N 表 ( 5 )  
(前期高齢者分再掲)  
( 令和4年度 )

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	13 - 008

1. 地方単独事業負担医療に係る食事療養費・生活療養費（一般被保険者分）

医療費助成事業名 (法制番号)	費用負担区分			
	費用額	保険者負担分	標準負担額	他法負担分
老人医療 (法制 No. 41)	0	0	0	0
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	0	0	0	0
心障医療 (法制 No. 80)	14,611,011	7,036,051	7,574,960	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	640	180	460	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	7,930	2,410	5,520	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	11,772	7,992	3,780	0
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0	0	0	0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0	0	0	0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0	0	0	0
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	0	0	0	0
計	14,631,353	7,046,633	7,584,720	0

2. 訪問看護療養費に係る分

区分	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
訪問看護	2,223	195,951,580	148,256,482	21,307,683	26,387,415

給 付 別 表 U 表

( 令和4年度 )

都道府県名	東京都
保険者名	江東区
都道府県・保険者番号	13 - 008

1. 高額介護合算療養費 (C表(2)内訳)

	全体	前期高齢者 (再掲)	70歳以上一般分 (再掲)	70歳以上現役並み (再掲)	未就学児 (再掲)
給付額	5,433,741	4,540,782	2,643,433	341,460	0

2. 高額介護合算療養費 (上記1のうち地方単独事業公費負担医療に係る分)

医療費助成事業名 (法制番号)	全体	前期高齢者 (再掲)	70歳以上一般分 (再掲)	70歳以上現役並み (再掲)	未就学児 (再掲)
老人医療 (法制 No. 41)	0				
特殊疾病 (法制 No. 51・83)	0	0	0	0	0
心障医療 (法制 No. 80)	2,054,620	1,404,019	402,062	218,179	0
ひとり親家庭等医療 (法制 No. 81)	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担なし)	0	0	0	0	0
大気汚染関連疾病 (法制 No. 82 自己負担あり)	0	0	0	0	0
C型ウイルス肝炎 (法制 No. 86) (法制 No. 85: B型・C型ウイルス 肝炎経過措置含む)	0	0	0	0	0
妊娠中毒症 (法制 No. 87)	0				0
乳幼児医療 (都補助及び区市町村単独) (法制 No. 88)	0				0
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担あり)	0				
義務教育就学児医療 (法制 No. 88 自己負担なし)	0				
結・精適用医療 (法制 No. 10・21)	0	0	0	0	0
計	2,054,620	1,404,019	402,062	218,179	0



**令和5年版 江東の国保**

令和5年10月

印刷物登録番号(5)38号

編集発行 江東区生活支援部医療保険課  
江東区東陽 4-11-28  
電話(3647)9111(大代表)

印刷所 川村印刷株式会社  
江東区白河 2-11-7  
電話(3641)0730(代表)